

衆議院 商工委員會議録 第十号

昭和五十四年四月二十四日(火曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 橋口 隆君

理事 野中 英二君

理事 山下 徳夫君

理事 岡田 哲児君

理事 岡本 富夫君

理事 越智 通雄君

辻 英雄君

始関 伊平君

橋橋 進君

前田治一郎君

板川 正吾君

上坂 昇君

清水 勇君

長田 武士君

工藤 晃君

出席國務大臣

通商産業大臣 江崎 眞澄君

出席政府委員

通商産業政務次官 中島源太郎君

通商産業大臣官房審議官 原田 稔君

資源エネルギー庁長官 天谷 直弘君

資源エネルギー庁石油部長 神谷 和男君

資源エネルギー庁公益事業部長 豊島 格君

委員外の出席者

消防庁地域防災課長 中川 登君

商工委員会調査室長 藤沼 六郎君

四月二十日

出版物の再販制廃止反対に関する請願外六十一件(小川国彦君紹介)(第三〇九九号)

同(加藤清二君紹介)(第三一〇〇号)

同外一件(川俣健二郎君紹介)(第三一〇一号)

同(村山富市君紹介)(第三一〇二号)

同外一件(嶋崎謙君紹介)(第三一二三三号)

同(中村重光君紹介)(第三二二五号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案(内閣提出第四九号)(參議院送付)

エネルギーの使用の合理化に関する法律案(内閣提出、第八十四回國會閣法第七八号)

○橋口委員長 これより會議を開きます。

參議院から送付されました内閣提出、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。清水勇君。

○清水委員 早速であります。通産当局が「ガス消費機器に関する保安の確保の推進策について」をガス事業大都市対策調査会、これに諮問をしたのは昭和五十年の早々であったと思ひます。そこで、まず聞きたい点は、その時期に諮問をしたという点はどういう社会的な背景があったのか、また行政的にどういう点が課題になっていたのか、まずこの点、お聞かせを願ひたいと思ひます。

○豊島(格)政府委員 ただいま御質問の点でございしますが、当時ガス消費機器がだんだん大型化してきていろいろと事故も起る、その中で、大型消費機器の設置の工事が非常に問題であるということが若干起つておつたわけでありまして、五十一年度の十一月に行政管理局におきましてガス消費機器設置に関する規制の強化ということが勧告されました、その内容としては、「給排気に関する技術上の基準が定められているガス用器具の設置は一定の有資格者に行わせることとするなど同基準を遵守させる方策を講ずること」等々の行管の勧告があつたということが、一つの当時の情勢ではなかつたかと思ひます。

○清水委員 行管の勧告は、諮問をされた約一年以上後に出ているわけですが、それはそれとして、いずれにしてもすでに四年前に、いま言われるように工事に問題があるあるいは監督者制度などを講ずることによって保安の確保を図る必要がある、こういうことが言われており、ガスによる災害が増加の一途をたどつていたこともまた指摘をされているとおもひます。ですから、その防止が大きな社会的あるいは行政的課題になつていて、こういうふうになつていくわけでありまして、そこで、諮問をした時点以後、現在に至るまでの間に、ガスによる災害が相変わらず多発の傾向があるというふうに向うわけでありまして、この際に、ガス事故の具体的な状況あるいは傾向、この点について、最近の年次で結構であります報告をしていただきたいと思ひます。

○豊島(格)政府委員 都市ガスについて申し上げますと、四十六年当時八十件ぐらゐガス事故があつたわけでございますが、四十八年には百二十二件、それから五十年には百三十九件、五十一年には百六十七件というところでございまして、五十二年には百三十五件と若干減つておりますが、大体四十六年に対して二倍前後にまでふえておるということでございまして、

ついで申し上げますと、液化石油ガスにつきま

しては、四十六年ころ二百七十七件ぐらゐでございましたが、四十八年には三百六十八件、それから五十年には四百九十七件、五十一年は五百八十一件、五十二年は六百三十七件、これは三倍近くに現在ふえておるということでございまして。

○清水委員 わかりました。数字としていま報告をされた内容はわかつたという意味でありまして、しかし私は率直に言つて、いま報告をされた、いわば表にあらわれた数字は、実際の事故件数に対して氷山の一角なんじゃないか、こういう見方がありますね。つまり表に出てこない、潜在を起している事故件数というのが非常に大きい。そこに数字的な大きな乖離があるのじゃないかという、そういう指摘が行われているわけでありまして、通産当局としてはいま私が申し上げたような点についてどういうふうにならなつておられますか。

○豊島(格)政府委員 確かに先生御指摘のとおりでございまして、たとえば本日御審議いただきます法案に関連するガス消費機器の設置不良設備といひますか、工事が不良であるというものにつきましては、實際問題として都市ガス、それから液化石油ガスを含めまして百三十万件ぐらゐという工事が不十分といひますか、設備が不十分というものを抱えておるわけではございまして、その中で具体的に事故が起るというのはごく一部であるということとは確かに言えると思ひます。

○清水委員 いまも答弁の中でちかつた言われておるんですけれども、通産省の資料によると、ガス事故の原因になるいま御指摘のあつた給排気設備の不備の需要件数、現在都市ガス関係で約八十万件と言われ、LPガス関係で五十四万件と言われております。合わせて百三十四万件、いま言われた数字に上るわけでありまして、これはちよつと聞いておきたいんですが、どういふ調査の結果把握された数字でしようか。

○豊島(格)政府委員 ガス事業者に対しては、本来の供給設備に対する保安責任のほかにも、ガスの消費者の使用の方法あるいは設備、消費機器がうまく使われているかどうか、設備が完全であるかどうかという点につきまして調査義務を法律で課しております。大体三年に一回、都市ガスの場合にはその調査を実施しているわけでございしますが、その調査を通じてそういう不良なものがあるということが判明しておるわけでございします。

○清水委員 言われるようにガス事業法の四十条の二で調査義務を課しているわけですね。ただし、しかし消費機器の所有者または占有者の承諾を得ることができないときはその限りでないという規定もございします。そこで、実際に事業者がいま調査をして挙げてきている数字百三十四万件、この数字自身もまた全体の消費世帯から言えば氷山の一角という数字になるとも類推されるわけですが、その辺の見方はどうなんでしょうか。

○豊島(格)政府委員 先生御指摘のように、確かに法律では調査義務はガス事業者に課せられておりますが、私人でございしますガス事業者に立ち入り権を認めるというために、一応ただし書きとしてその消費者の承諾を得るということでございします。したがって、その消費者といいますが、使用者が拒否した場合には立ち入ることができないというところは事実でございしますが、ガス事業者としましてはやはり安全の責任という立場から説得をし、あるいは不在のときにさらに何回も行ってやるということで、実際上大体立ち入りができるという状況になっております。数字的にはごくわずかでございしますが、そういう拒否された例もあると思ひますが、一応推定としましてはこの百三十万件程度というのはそれほど間違っていないといひますか、その例外が非常にあるというふうには私どもは考えておらないわけでございします。

○清水委員 わかりました。一応そういうことであればこの百三十四万件という数字を根拠にちよっとお尋ねをいたしますが、いづれにせよガス事

故に占める給排気設備の不備というこの割合が非常に大きいということが言われているわけであり

そこで、通産当局にお尋ねしたいことは、この百三十四万件の不備について、これは現行法においても設置基準に適合するよう改善勧告を出すとかあるいは適合命令を出せる、こういうことになつてはいますか。そこで、これまでにこの百三十四万件についてどのような行政指導を行つてきているか、これをお答えをいただきたいと思ひます。

○豊島(格)政府委員 通産省といたしましては、ガス事業者に対して、先ほど先生の御指摘のありました法律に基づく調査の際に、参りまして、いろいろと技術的基準に不適合といひますか、ちゃんと給排気設備ができていないものについては、それを改善するよう要請しろということ指導をいたしております。また冬季等、特にガスを使ひます需要期におきましては、その安全PRの一環といたしまして、そのような不良設備の改善を特に目を光らせて調査をするよう指導しておる次第でございします。

○清水委員 そういう指導の結果、どのような状況になつておりますか。

○豊島(格)政府委員 その指導の結果、ガス消費機器につきましてある程度の改善は見られておるといふことでございします。ただ、たゞいま数字を持ち合せておりませんが、ただ、そのような指導をいたしまして、実際改善したためには相当な費用がかかる、それから工事のやり直し等の点もございまして、必ずしもそういうガス会社の改善勧告といひますか、そういう通知といひものが十分守られない状態であるといふことは否定できないと思ひます。

○清水委員 私はその点が非常に問題だと思ひます。これは大臣にもよく聞いてもらわなければならぬわけでありまして、給排気設備の不備が重大なガス事故の原因になる、通産当局ではかねがねこれを指摘をされている、業者に命じて調査を

させる、そして百三十四万件も不備だという結果が出てきている、ところが、これを改善するよういろいろと行政指導をしているが、費用がかかったりしてなかなか進んでいない、これが実情である、こういうお答えなんですか。

しかし問題は、危険な状態をそのまま放置しておくということ、いつ事故が発生するかもしれない、また最近のような状況になりますと、一たびガス爆発などが起こりますと災害が非常に拡散をされる、こういうことでありますから、いわばソフトに理解と協力を消費者に求めるといふことだけでは済まされないのじゃないか。もうちょっと立ち入った形でその危険性を指摘をし、少々費用がかかっても不備な点はこれを改造させる、こういうような状況になりませんか、結局のところは消費者に対していわば危険と背中合わせで生活をさせている、こういう状況に放置をしておくと

いふようなことになるわけですね。ですから、費用がかかるから余り強く直すように言えないのだといふことは、一面では行政上の責任回避につながるという感じがしないでもないし、また他面では、改造に協力しないから消費者が悪いのだといふ、その責任を消費者に転嫁をするといふようなことになりはせぬか。この辺のところはもうちょっと一工夫も二工夫もして積極的に対処すべきではないか、こういうふうにお尋ねをいたしますが、いかがでしょうか。

○豊島(格)政府委員 先生御指摘のように、ガス事業者を指導するだけで十分ではないといふことは、御指摘あるまでもなくわれわれもそのように考えておるわけでございまして、実は集合住宅とか、特に危険性が高いと思われるところにつきましては、私どもの地方通産局の公益事業部長、所管の部長を通じて、改善するようにという通達をいたしまして、文書を発しております。そのようにしてやっておりますので、役所もそこまで立ち入りますが、諮問をなすつた立場、五十二年五月でし

たか答申を受けておられる立場、これらを踏まえて私はいま指摘をしたのですけれども、問題は給排気設備の不備といふものもたまたまガス事故の遠因、こういうものを考えた場合に、諮問に当たつてもうちょっとその辺を配慮されてしかるべきだったのじゃないかという気もするのです。

それはそれとして、現実には答申が出ていますわけでありまして、答申を受けた立場で、いま私が指摘をしたような点について、新法をいわば立案をなさる場合にどの程度動案をなすつていられるのか、少しお聞かせいただきたいと思ひます。

○天谷政府委員 工事を監督する人間の資格をよく審査いたしまして、その監督者をして工事をさせるというふうな、答申の趣旨をよく勘案して法律を立案いたしておる次第でございします。

○清水委員 どうも答えになっていないような感じがするのですが、それでは別な角度でお尋ねをしたいと思ひます。

これから先、つまり将来を予測すると、次第に省エネルギー意識といふものが国民の間にも進んでいくだろうと思ひます。また、建築物も省エネルギー型あるいはサッシ等による気密化が進んでいく、さらに、一面では建築物が過密化をしたりあるいは集合住宅に見られるように集中化をしていく、私はそういう傾向になるだろうと思ひます。そこで問題は、こうした傾向になればなるほど、一たび事故を起こすと災害が広く拡散をされることになつていくのだからと思ひます。けれども、この法案において、いま私が申し上げたような点についてどういう配慮を払つておられるか。私、条文をずっと見たわけですがけれども余りびんとこないものですから、明らかにしていただきたいと思ひます。

○豊島(格)政府委員 この法律でガス消費機器の保安を考えておりますのは、主として給排気設備の工事がちゃんとできておるかどうかということを確認するために、一定の資格ある者に監督をさせて工事をさせる、こういうことを規定しておるわけでございますが、ただいま先生御指摘の集合

住宅における保安の問題、マンションとかいろいろあると思いますが、そういうものにつきましては、たとえば配管の問題とかそのほかいろいろとございまして、そういう問題は必ずしもこの法律だけでは考えられないわけございまして、もう少し総合的に対処すべきものだ、このように考えております。

○清水委員 それでは、いまの点は私まだ意見がありますから、後で条文に触れながらお尋ねをしていくことにいたします。

そこで、次に、法案の中身に触れて若干問題点をただしてまいりたいと思います。

まず最初に、第二条「(定義)」で、「特定ガス消費機器」とは、ガスバーナー付ふろがま、ガス瞬間湯沸器であるというふうに明示をされておりますが、「その他」についてはどういうお考えですか。

○豊島(格)政府委員 ただいまの時点におきましては、特に特定消費機器として指定するところまで必要はないのじゃないか、このように考えておりました。現時点では政令で指定することを考えておりません。

○清水委員 将来必要性が起った場合には「その他」についても指定をする、そういう含みがあるのですか。

○豊島(格)政府委員 そのとおりでございます。

○清水委員 それでは、第三条の関連でちょっと尋ねておきたいのでありますが、これは先ほどのやりとりにも多少関連があります。

ここで言うガス事業法第四十条の四または液化ガス法第三十八条の二、この規定によって保安基準に適合することを確保しようとしているわけでありまして、新設の場合、新しく工事を施工する場合はその確保の可能性はあると私は思う。しかし、問題は既設の場合、先ほどもやりとりをいたしましたように、基準に適合しているかないか、調査義務を事業者に与えてはおりますけれども、消費者が調査を承諾しなければ調査義務が免除されるといういわばしり抜け規定なのです。

そうすると、消費機器に不備があるかどうかを調べることもできないでいて、どうやって保安の確保を期することが可能であるのか、こういう点でどうも私は疑問を抱かざるを得ない。いかがですか。

○豊島(格)政府委員 ただいま先生御指摘の点は、既存の設備についてどうかという点でございますが、これにつきましては、確かに調査義務で技術基準に適合しているかどうかという調査の機会を通じて見て説得するというところでございまして、どうしても調査に応じないという場合には、実際上不可能であるということもそのとおりでございます。ただ、この点につきましては、現在のガス事業法のたてまえにないはガス事業者のそもそもの性格として、どうしてもそこまではいけなないということでございますが、たとえば集合住宅その他につきましましては、管理人とかそういう人を通じていろいろとやるようなことも考えさせておりますし、どうしてもそういう調査を拒否するという場合は、われわれの調査といえますか、ガス事業者から聞いたところではくわすかである、きわめて例外的だと理解いたしております。

なお、既存の設備でございまして、一定の耐用年数が参りますと、その場合には当然改良といえますか、改造ないしは取りかえということになりますので、その機会には当然のことながらこの法律の規制を受けて、一定の有資格者が監督してやるという、不備のない工事が実施されるということになるかと思っております。

○清水委員 そこで、消費者も調査に協力をしてくれた、さっきの百三十四万件といったような数字が出てくる。そこで今度、第四十条の三で基準適合命令を出すことができる、こういうわけでありまして、どうなんでしょう、この百三十四万件にばかにこだわるようでは申しわけありませんが、こうした不備の消費機器を有している者に対して、「技術上の基準に適合するように消費機器を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずる

ことができる。」というのですけれども、これは、具体的にどういうふうな手続をとってそれが行われますか。

○豊島(格)政府委員 基準適合命令につきましては、通産大臣がそれを行わなければならないという場合にはその命令を出せる、消費者に対して直接出せるということになるわけでございますが、それまでの間に、手続をいたしましてはいろいろあるかと思いますが、まず、ガス事業者が調査をして、不備であればそれを直すように、勧告をいたしますか、どういう処置をとったらいかなという通知をいたしまして、それをなかなか聞かないという場合には通産省の方にも連絡が来るというところであります。その連絡を受けて大臣が命令を発するということになるわけでございます。

○清水委員 実は、いま言われたことは現行法でもできるわけでしょう。改善勧告をすることができ、あるいは適合命令を出すことができる、このなっているわけでしょう。ところが、まあそれをやるということは費用のかかることだから、いきなりそういうことをやるよりも、できるだけ理解と協力を求めるように、ソフトタッチで消費者に申し上げているのだ、これがこれまでの経過だと思えますが、そうすると、今度の法律ができなした場合、いままでのようなソフトな対応だけではなしに、たとえば勧告を出す、あるいは命令を示すというようなハードな措置をとられるのですか。

○豊島(格)政府委員 先生御指摘のように、従来の法律でも消費者に対して技術基準の適合義務を課しておるわけでございますが、今度の法律では、工事についてその技術基準を遵守するように、いわゆる特定工事事業者というもののに対して指導することができるようでございます。そういう観点で、職業として設備を行う人に対して直接に技術基準を知らせるような制度になっておるわけで、それにむしろ反した場合に罰則がかけられるということになるわけでございます。

○清水委員 どうもいまのお答えを聞いていますと、いままではやればできないことはなかったけれどもやらなかった、しかしこれからは、状況によっては罰則もかけるといふ、まあ非常にハードな対応をなさるといふような感じに受け取れるのですが、それは間違いありませんか。

○豊島(格)政府委員 先生御指摘の点につきましては、最終的にまだ方針を決めておるわけでございますが、特定工事事業者というのはそれを営業としてやるわけございまして、自分一人、個人が消費機器を持っていての場合、もちろん個人の消費機器が不備の場合でも近所に迷惑をかけるわけございしますので、その点では共通しているかと思えますが、いやくも業として幾つかの工事をします、消費設備を設置するということでは、社会的にも工事をいろいろやるということでは、社会的にも問題でございしますので、そのハードさ、ソフトさという点についてはいろいろ見方もあるかと思えますが、おのずから違ってくるのではないかと、このように考えております。

○清水委員 いずれにしても、新たに新法を通じて監督制度を発足させようとしておるわけですね。しかし実態として予見をみると、現行法のもとの対応と比較して、一体どれほど際立った保安上の実効確保のための措置ができるのか、私はどうも疑わしくてならない。たとえば、事実問題として現行法でも改善を勧告するあるいは適合命令を出すことが可能でありながら、それが出せなかった。なぜならば、所有者個人の意思というものを尊重、そんなくせざるを得ない、こういう発想が強くて、事実問題として消費者が立ち入りを拒めば調査もようできないという状況が放置してきたが、これもどうも新法ができても規制するような状況にはならない。そうすると、結局は単に消費者の保安意識の高揚を図るか、あるいは消費者の理解と協力を求めるといったような程度に事態はどまってしまうのじゃないか。少なくとも新たな設備の設置の場合は保安の確保が図り得ても、都市ガス、LPガスを含めて三千三百万世帯がガスエネルギーを使用していると言

われておるわけですが、そういう膨大な消費者を対象にしているわけにはどうも少し突っ込みが足りないんじゃないか、こう思いますが、どうでしょう。

○豊島(格)政府委員 これまでちょっと私の御説明が不十分であったかと思いますが、今度新法でねらっておりますのは、そういう消費機器を設置するときのスタートの時点から縛って、適正な工事が行われるようにしようということでございます。それで、旧法の場合におきましては、工事そのものが不備なままいつの間にかされて、それを直すということになりますと、場合によってはふろがま全部を取りかえなくてはならないということとで、そういうことで事後的措置ではどうしてもうまくいかない。幾ら技術基準に適合するようにあるいは危険であると言っても、危険は使い方によって防げるのじゃないか、そういうことで、金をかけて全部取りかえて直せというところまでいくには、法律上はできるけれども事実問題として非常にむずかしいということでございますが、そもそもそういうことをなくすために、最初に備えつけるときからちゃんとしたものにやれ、しかもそういう設置を業としてある事業者を縛ってやらせる、事業者に対しては、当然社会的責任がありますから、それに対してはそれだけのものを問える、こういう体制にすることによって、いままでも法律の体系としては技術基準の適合ということ、はいずれにしてもできるわけでございますが、その実効を担保するためには今度の法律のような規定が必要であるし、また、それによって新しくできるものにつきましてはほとんど目的を達成するのじゃないか、そのように考えておるわけでございます。

○清水委員 その程度にして次にまいりたいと思いますが、第四条の監督者の資格について次に伺いたいと思います。

監督者の資格を得る要件は、この条の一項の私に解すると、ずばり一言で言って、講習を受けた者すべてに与えられるということに受け

取ってよろしいのですか。

○豊島(格)政府委員 たてまえといたしまして、講習を受けた者すべてに与えられるわけでございますが、実際に講習を物理的に受けた、いわゆる授業を受けたというだけで果たして効果があるかどうか、その辺は問題でございますので、十分講習を受け、その中身を聞いて理解していたということを確認めるとい程度で、最後のテストというものは実施したいと思っておりますので、そういう意味で、講習にさえ出ていけば全部資格があるということでは厳密に言っていないということでございます。

○清水委員 しかし、法文上はいまおっしゃられるようなことには読めないんじゃないですか。現実の問題として、特設受講資格に関する基準が設けられるとか、制限が設けられるとかしているわけではありませんね。たとえば実際上何らの技能も持たない者はだめだとか、年齢で何歳以下はだめだとかなんということも別に制限をされているわけじゃない。ですから、平たく見れば講習を受けた者に監督者の資格が与えられる、こういうふうに見ることが正しいんじゃないですか。

○豊島(格)政府委員 この監督者制度の中身となる監督者に要求される問題といたしましては、特に熟練を非常に要するとか、あるいは非常に高度の知識を要するわけでございますので、先生御指摘のように特別な講習を受ける資格についてはないということでございます。

○清水委員 ただ私は、最近のガス事故の重大性という点からして、保安の確保を期するための監督者の持つ資質というのは非常に重いと思うのですね。ところが、たとえば何らの経験も問われない。十八歳以上であるなどという年齢上のことも問われない。極端に言えばだれでも監督者になる講習が受けられ、講習を終了すれば監督者になり得る。私は、いささか安易に過ぎはしないのかという感じがしてなりません、そう思いませんか。

○豊島(格)政府委員 先生御指摘のような議論

も、この法律をつくる上ではいろいろと議論されたことは事実でございますが、いずれにしましても、こういう制度を設ける場合の全体的な他の制度とのバランスその他を考えた上で、最終的には一応講習で十分であるという結論に達したわけでございます。先ほども若干触れたわけでありましたが、給排気設備の工事の不備というものにつきましては、非常に基礎的な知識の欠如といえますか、そういうところが大部分でございます。それから、技能的にはそれほどむずかしい。それから、学問的にも非常に高度でむずかしい理論が理解できなければならぬということでもない。わりと基礎的なことを十分知ってそのとおりやる。もちろん判断とか若干の技能は要するわけですが、それにつきましては特に従来経験があるとか、そういうことではなくてもやっていると見通しのもとに、このような制度を考えたいわけでございます。

○清水委員 それでは、講習のカリキュラムというのは一体どういう内容のものを予定をされておられますか。

あわせてお尋ねをいたしますが、たとえば住宅過密の地帯あるいは集中している地帯、こういう地帯での講習というものは、何か特段の配慮が払われているのでしょうか。あるいは過疎だとか辺地といったようなところについては、何か違った講習内容でもお考えになっているのですか。私は、いまも申し上げてきているように、一たび事故を起こすとその影響は非常に大きい。ですから、最悪の事態といましようか、あるいは住宅過密地帯などというように一番厳しい状況といましようか、こういうところでの保安の確保というものを維持できるような、そういう前提に立って講習というものが行われてしかるべきだと思っている一人なんですけれども、その辺聞かしてくださいます。

○豊島(格)政府委員 まずどういう講習のカリキュラムであるかという点でございますが、ただいま考えておりますのは、ガス消費機器設置工事関

係法令あるいはその構造、機能、それからガスに関する一般知識、それから給排気理論、設置工事基準、設置工事技術、その他ガスの事故例等をカリキュラムに盛り込むことにいたしております。

第二に、御指摘の、場所その他によってどういうことをしたらいいかという特別な配慮があるのかということでございますが、この中で、工事の基準等につきましては、当然現場の判断で煙突の位置あるいは高さ等々につきまして、密集地帯その他につきましてはどういう給排気的位置あるいは高さにするかということは、講習の内容になるものでございます。

なお、寒冷地域とか、その他地域的な差というものも当然織り込むべきであると思っておりますが、この講習は大体都道府県を単位にいたすことにしてありますので、そのような地域単位の講習の場を通じまして、そのような地域性といえますが、地域の必要性を織り込んでいくことを考えております。

○清水委員 ところで、講習を受けて監督者の資格を得た者が施工上のミスをした。重大な——重大でなくてもいいのですけれども、事故なり災害を発生させた、こういう場合、監督者の資格あるいは工事事業者の資格といましようか、こういうものに何らかの制裁があるのでしょうか、ないのでしようか。

○豊島(格)政府委員 監督者が技術基準に反するようなことを指示し、あるいは工事を十分監督してないということによって工事が不良でミスをしたという場合につきましては、当然ガス事業法の技術基準に適合しないことをやったわけでございます。まして、ガス事業法に戻りまして罰則がかけられるということになっております。

○清水委員 資格はどうなりますか。

○豊島(格)政府委員 法律的には資格が剥奪されるという規定はなっておりません。

○清水委員 そういうことでありますし、また、一面、簡単な講習で監督者の資格を得られる者に、本来工事事業者の負うべき責めまで負わされ

るなんということがあつてはならないと思うのでありますが、それにしても施工ミスを行ったような事業者といったものについて、何も私は厳しい社会的制裁をしるというのを言わんとしているのではないのですけれども、保安の確保を図るという意味で、何らかの指導なり措置なりというものが考えられていいんじゃないかという感じがするのですけれども、その辺はどうなんですか。

○豊島格(政府委員) 工事が技術基準に適合しないことは、当然のことながら工事事業者の責任にもなるわけでございまして、この法律でも、工事をしたときにはその施工年月日あるいは特定事業者の名前あるいは監督者の名前というものを記載するといひますか、表示する表示義務を課しておりますので、そういう表示を見まして、どうも特定の監督者の事故が、工事をしたものであれば、いろいろ工事ミスがあるというところであれば、当然のことながら工事事業者にも注意をすることができまして、あるいは報告徴収権を用いまして、その実態を調査するということもできるわけでございまして、当然監督者の不十分なる監督ないしは不適当なる監督によつて起きた事故というものを防ぐような行政指導ということは十分できると考えております。

○清水委員 そうすると、いまのお答えによると、第七条の「報告の徴収」ということとかかわり合いがあるような御説明であります。この第七條というものは「災害の発生防止のため必要がある」と認めるときは、「云々と規定をされておりますね。いま私が前段に質問をした、事故が発生した以後の報告の徴収ということとは違ふんじゃないですか、同じですか。

○豊島格(政府委員) どちらもやれるのではないかと思います。一番通常考えられるのは、特定工事事業者の工事で事故が起つたというような場合、その工事事業者が行つた工事というのを報告させて、それによつてどういふところを工事しているか、そこを点検するとか、そういう意味

で防止をすることができるといふことでございまして、やり方によつてはいろいろあると思ひますが、通常はそのようなことを考えております。

○清水委員 さてそこで、この第七條で報告を徴収をする。その場合通産当局としては、報告を徴収をして、必要な場合には通産当局自体が点検をするとかあるいは特定の手だてを講ずるような、そういう措置まで予定をされているんでしょうか。

○豊島格(政府委員) ただいまのところ直接通産省が出ていくところまでは考えておりませんが、たとえばその特定工事事業者が工事をしておるところにつきまして、その工事事業者をして点検させるというようなことで、特定工事事業者を指導して、その事故を未然に防止するというようなことは当然やるべきことだと考えております。

○清水委員 特定工事事業者から報告を求めるわけでしょう。それに点検をさせるというところをいふ言われるが、それはそういうことがあつてもいい、報告の聞きつ放しみたいな感じがしてならぬわけでありまして、どうでしょう。

○豊島格(政府委員) 報告を受けて、それに対してとるべき措置というものが十分とられていふかどうかという点をチェックいたしまして、必要があればもう少しこういうことをやれというような指示をすることは当然のこととして考えております。

○清水委員 さて、それでは附則に關係することでもあります。また本法制定の意義にも直接接觸れることでもあります。少し聞いておきたいことがありますが、いずれにしても二年六月の猶予期間を設けている。これは諮問をして、先ほども言うようにもう四年有余になります。答申を受けてからでももう二年を迎えようとしてゐる。ガス災害は先ほど報告があるように多発の一途をたどつてゐる。そういうことを総合して考えると、事故の防止対策というものはきつめて緊急性を要するのではないか、さつきお話しした

に、行管からも行政監察で指摘を受けたという経過があるようでありまして、いずれにせよ総合的に監督者制度の早期発足ということが要請をされている。にもかかわらず、二年六月まで制度の発足を猶予するというのはどうも納得がいかないのです。どういふ根拠に立つておられますか。

○豊島格(政府委員) 御承知のように、現在こういう特定工事をいたしております事業者は八万七千ぐらゐございまして、しかもその業種は非常に多岐にわたつてゐる。それで、この監督者というものは一体どのくらいいるのかということ、いろいろな計算ができるわけでございまして、大体二十万人ぐらゐ、そのうち従来の資格を持つてゐる人で認定を受けられる者が半分ぐらゐとなります。大体十万人ぐらゐの監督者を養成しなければいけないといふことでございまして、これを一気にに行うことは實際上むづかしい。現在、講習する体制は、私も役所の方でいろいろとやるわけでございまして、受ける方の都合ということも、現に働いておられる零細企業を含めたいろいろな方々がおられるわけですから、こういう方々が全部講習を受けて、十万人ぐらゐの資格を与えるというのにはどうしても時間がかかるということ、そういう点を考慮しまして二年六月といふ期間を考えたわけでございまして、

〔委員長退席、渡部(恒)委員長代理着席〕これは決して安全対策をおろそかにしておるといふことではなくて、そういうやむを得ない事情によつておられるわけでございまして、実際の法律が発足しまして、講習制度を通じて特定監督者が徐々に養成といひますか、資格が与えられてゐるわけにございまして、行政指導によつて、工事事業者に対してはその資格を得次第使用するといひますか、利用することによつて、工事に万全を期するよう強く要請しよう、このように考えておる次第でございまして、

○清水委員 現状を推測するに、受講者が多数に上る、零細規模の事業者も少なくない、だから受講というところは容易ではない、一定の時間が必要

だ、こう言われるわけでありまして、実は私も頭の中だけで考えていてもしょうがないものですから、時間を見て関係事業者などとのことについて若干意見交換をしたような経過がある。いま、現に第三者被害に対する救済制度をどうするかというところまで、事業者自体もガス事故というやうなものを深刻に受けとめてゐるわけでしょう。まして指摘をされるような状況のもとで、保安の確保を図るということのために監督者制度が必要だといふのなら、きょう言われてあしたからどうだと言われたらそれは無理だけれども、しかし、できるだけそういう時代の趨勢に依つて、指定された時期に講習を受けるということはやぶさかでない。実際問題としてかなり前向きです。だから私は、受講者が多数だといつたつて東京にだけあるわけじゃない、全国の話ですから、各都道府県にわたつて講習の機会が持たれる、そしてできるだけ受けやすいような環境を整備をして講習を持つということになれば、まあ二日間、十五時間程度の講習なんですから、そう受講者が多数に上るから時間がかかるというやうなことはないのでないか。むしろ講習を執行する側に、あなたの方の側には問題があるのじゃないかという感じがしてならぬわけなんです。ですから、その点、何か二年半の猶予期間を設けるのは受講者の側に問題があるからなんだと言われることは、私はどうも理解ができないので、むしろ皆さんがその気になればもっと早められる、こういうふうにするのですけれども、いかがでしょう。

○豊島格(政府委員) 私どもの側と申しますか、講習を行う方といたしましては、もちろん全くの経過期間なしにできるといふことではございませうが、この点につきまして、講習のやり方が非常に不十分だから受講ができない、資格を取りたい方が取れないといふことにならないよう、それにつきましては十分配慮しておりますし、努力もいたすつもりでございまして、ただ、先生御指摘のように、いろいろ社会的に保安意識も出てきてお

るのであることですが、また実際問題として講習を受ける側といたしましても、当然早く受けようという意思のあらわれることは大部分だと思ひますが、しかし法律によりまして、やはりその資格を持つてゐる人の監督がなければ工事ができないということにきつち義務づけることにはいさか時間がかかつて、なかなか一〇〇%までいくということについては、われわれとしても十分な自信がないといひますか、そこまでやることについてはやはり行き過ぎではないか、こういうふうな考へております。

したがって、先生御指摘の御趣旨を十分体しまして、できるだけ早く講習を受けられるよう事実上進め、そのように周知あるいはPRをいたしまして、そしてそれによつて資格を得た人を使つて工事をを行うよう特定工事業者にも指導していくという点では、全く実態としては先生のお考えと変わらないようにいたしたい、このように、感じております。

○清水委員 それでは、いま予定をしてゐる講習の時期はいつごろでしょうか。

○豊島(格)政府委員 この法律の施行後、早急に体制を整備して実施に移りたいと思つております。

○清水委員 いつごろですか、早急というのは、

○豊島(格)政府委員 この法律の施行は、公布の日から六カ月以内ということにたしか一般規定はなつておると思ひますので、それまでの間にもいろいろ準備をしまして、法律が公布されたらできるだけ早く講習に入りたい、このように考へております。

○清水委員 私は、この機会に大臣に要望しておきたいのですけれども、これは参議院でもずいぶん議論があつたところですね。附帯決議も多分あつたと思ひます。いづれにしてもできるだけ講習の時期を早める、日本語というのは便利なものですから、できるだけ努力したと言われればそれで終わつちゃうのですけれども、そういう抽象的な意味ではなしに、文字どおり可及的速やかとい

いまいしうか、条件の整備を早めたり、それから事業者ないし工事に従事する者たちが、全体として必要に応じて受講ができるような体制を、これは通産だけでできるわけではない、都道府県その他とも合議し、またその協力も集めながら、俗に言う環境整備をしながら、早くこの講習の機会を持つ。そして、いづれにしても法律が動き出すのは、これから二年半先だとか三年先だとかというふうなことは、先ほど来申し上げてゐる趣旨から言つていさかこれはマンマンデーに過ぎはしないかという感じがするから、この辺少し積極的に短縮ができるような工夫や努力を尽くすべきじゃないか、そんなふうな思ふのですが、どうでしょうか。

○江崎國務大臣 法律上はこういう取り決めになつてはおりますが、行政指導によりまして早めるということではできると思ひます。これはおっしゃる通りに、私さつきから質疑の様子を聞いておりました大事な点だと思ふのです。やはり便利なものにはある程度の危険が伴う、それは自動車に精巧なブレーキが必要なのと同じで、運転心得が試験制度であるように、ですから、この本来安全であるべき便利なものを、もつとお互いの生活に安全に利用されるというなら、これはやはり資格を与えたり講習を受けたり、当然なことなんです。たとえば講習を受けない者は入札などのときに不利であるなどというふうなことにでもしようものなら、それはもうすぐ受講しなければならぬというので、わつとこれは促進されることだつてあります。まあしかし数が多いということ、それから県などの協力を得なければならぬということなどなどの事情で長い期間をとつたやうであります。いま関係者も、法律はさうであつても実際的には促進措置をとりたいということとを私にしかと申しておりますので、十分御趣旨の点が生きるように措置をしてまいりたいといふふうな考へます。

○清水委員 さて、それでは次に、ことしの三月二十八日ですか、都の消防庁の、あれは火災予防

審議会でしたか、ここで「超高層建築物における人命安全対策」という答申が出ておりました。「ガスを熱源とした火気使用設備・器具は、本来その使用を禁止すべきであり、行政機関においては今後、その方向で規制を検討していくべきである」と述べております。この答申はごらんになつておりますか。

○天谷政府委員 答申は拝見しております。

○清水委員 長官、答申をごらんになつてゐるやうであります。いま私が読み上げた点について、長官としてはどう受けとめられ、また今後具体的にどのような対処をなさうとおられるのか、構想があつたらお聞かせいただきたいと思ひます。

○天谷政府委員 超高層建築につきましては、タワーリングインフェルノというような映画もございまして、非常にその安全というところは細心の注意を払わなければいけない問題であるかと存じます。したがって、東京都の火災予防審議会答申のお考えになつてゐることも、われわれとして理解できるわけでございます。しかしながら、都市ガスにつきましましては、そのすぐれた燃焼性であるとか、あるいはエネルギー効率の面であるとかいふ面もございまして、これを、全部都市ガスをたとへば禁止して、電気にしてしまふというふうなことでございまして、もちろん安全性という面は非常に高くなつてまいりますけれども、他方また不便な面も出てまいりますので、われわれとしましては、現段階におきましては超高層建築物については、ガス事業者に対しまして「高層ビル配管の耐震設計指針」というものを定めておりました、安全性を確保するように十分注意をしておるところでございます。

それからまた、この超高層建築を設計する設計者なり、それから施主と申しますか、建築主、これらも超高層ビルの保安につきましては重大な関心を持っております。現段階におきまして、たとえば都市ガスを使用する場所は、最上層のレストランであるとかあるいは地階の厨房、レ

ストランであるとか、そういうところ限定するといふことはほぼ常識化してゐるわけでございます。したがって、われわれといたしましては、耐震設計その他で十分指導はいたしておりますし、それからまた建設省、消防庁等におきまして、保安、火災防止等の見地からいろいろ指導をしてゐるところでございますので、現段階におきまして法律をもつてガスの使用を禁止してしまふといふことは考へておらないところでございまして、しかし、重要な問題でございまして、今後とも消防庁その他関係のところとよく相談をしてまいりたいと考へております。

○清水委員 それから、最近高級マンション等で、これは庶民には余り関係のない箇所であるやうですが、ガス爆発の危険から逃れる、避けるという立場から、たとえば給湯からこんろに至るまで電気エネルギーを使用するという傾向が出てきておる、こういうふうな聞かされてゐるわけでありまして、どの程度の実態になつてゐるのでしょうか。

○天谷政府委員 まだその実態はよく掌握しておりません。しかし、まだ非常に少数、例外的であろうと存じております。

○清水委員 しかし、いまの都の審議会の答申等と相まって、確かに言われるようにコストは非常に高くつくでしょうけれども、一面ではそういうふうなことがあるいはだんだん広がつていくのではないかと、こんな感じもするわけでありまして、これからの対応を一応検討しておいてもらいたい、こう思ひます。

それからついでですが、フランスなどでは高層建築物については法律をもつて、たとえば配管を外部配管といふふうな義務づけてゐるといふふうな聞かされてゐます。考へてみると、確かに内部の密閉された個所にガスがたまつて、それが爆発事故を起こす可能性といふものは想定のできることであります。そうだとすると、現在許可をしてゐる内部配管という工法についても何か再検討をされてしかるべき時期に來てゐるのではないかと、こんな感じがするのでありますが、検討されたこと

○豊島格 政府委員 ただいま御指摘の外部配管につきましては、フランスでは確かにいたしておるわけでございます。ただ、フランスにおきましても、現在法律で規制いたしておりますのは新しくつくる場合についてでございます。わが国の場合においては、高層ビルの配管については、先ほど長官もお答えしましたように、耐震設計その他を十分考えてやっておるわけでございますが、もちろんこのようなフランスの例というものも十分参考になるということで、現在のところまだ十分な検討はいたしておりませんが、今後こういう点についても十分考慮して検討を進めてまいりたい、このように考えております。

○清水委員　それでは、それはそのようにお願いをしておいて、時間もだんだん少なくなってきたから急いでいきますが、次に、ガス漏れ警報器というものが最近非常に評価をされるような機種運になってきている。現在ＬＰガスの警報器が開発をされている。そのリース事業に対して開銀が、昨年度もあるいは五十四年度も二十九億円の融資枠を設定をしているというふう聞いておりますが、これはどのように運営をされているのでしょうか、これが一つ。

それからもう一つは、それらを通じて警報器の普及率が現在のどの程度まで進んでいるか。正直言つて、まだ余り高い普及率を示していないのではないかと、このような感じがするのですが、そうだとすれば、これを今後急速に普及するためにはどういう年次計画なり目標を持っておられるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○**原田政府委員** 万一ガスが漏洩した場合に警報を発しますガス漏れ警報器、これはガス事故を防止する意味で非常に大事な器具でございます。そういう意味で、この数年、このガス漏れ警報器の普及を指導したり、あるいは消費者に対してPRしてまいって普及を図っております。現在その普及率は、これはガス漏れ警報器の業界の調べた数字でございますけれども、大体二〇％強ぐら

このガス漏れ警報器の普及を図るという意味で、先生が御指摘になりました開銀のリースというものがございいます。これは要するに、末端消費者が毎月払う金額をなるべく小さくしまして、それでガス漏れ警報器の普及を図っていこう、こういう制度でございまして、やり方は、ガス漏れ警報器のメーカーがLPGの末端の販売業者に對しまして警報器のリースをする、ガス漏れ警報器のリースを受けた末端の販売業者、これが消費者の家庭に参りましてこれまたリースをする、そうしますと資金負担がメーカーに集中しますから、そのメーカーに對しまして、その資金負担の軽減を図るという意味で、開銀がリース資金を融資をする、こういう制度でございいます。末端消費者の毎月の負担は、私どもが現在聞いておるところによりますと、二、三百円程度で、アフターサービス等也非常に進められている、こういう状況であるわけでございます。

私ども、この開銀の融資を積算する場合に、一応の数字等をはじきまして、ガス漏れ警報器の普及率などとはじているわけでございますが、現在の普及率が二〇％強ということでございますから、今後とも私どもといたしましては、特に消費者に対するいろいろな啓蒙普及関係の仕事、そういったものも強化してまいりますし、それとともに、実は昨年に改正になりましたLPG法がございしますが、ここで第二種液化石油ガス器具という制度が設けられたわけでございます。この第二種液化石油ガス器具というものは、これに指定されますと、一定の製造上の技術基準に合致しないと

いけないということでございまして、器具の品質の保証はそれだけでできる、こういうことになりました。したがいまして、品質保証を通じてその普及がまたさらに一段と進む、こういうことを考えておるわけでございますが、この第二種液化石油ガス器具にガス漏れ警報器を指定したところでございます。この四月一日から指定になっているわけでございます、こういったようなものを通じてま

○清水委員　ＬＰの方はわかりましたが、問題は都市ガスのガス漏れ警報器、これが都市ガスの特性からいって開発が容易ではないというふうに仄聞をしております。しかし一面では、警報器が開発をされた場合、事故防止に役立つという機能は非常に大きいのではないか、こういうことが考えられるわけですが、現在国として、都市ガス警報器についての開発研究を助成するために、どこへどの程度の資金的な手だてを講じているのか、それから実用化段階というのは大体いつごろを見込んでおられるのか、お聞かせを願いたいと思います。

○豊島格政府委員　ガス漏れ警報器の研究開発につきましては、五十三年度から大体年度二千万円ぐらいの予算を計上しまして、日本ガス機器検査協会に委託して調査研究といいますが、開発研究をいたしておるわけでございしますが、先生御指摘のように、都市ガスにつきましては、いわゆる比重が空気より軽いということもございまして、どうしても警報器の据える位置が上になる。そういたしますと、いろいろな雑ガス、酒気とかたばこの火から酒のおかんまで入るようでございしますが、いろいろなものが反応してしまうということで、なかなかむずかしいということのようございまして、五十四年も引き続き委託をして研究を

さしておるわけでございますが、五十四年中に完成するかどうかというところまでには、私もまだ自信を持っていないところでございます。ただ、いずれにしてもいろいろな原理あるいは理論というものには実証されつつございますので、そう遠からず開発ができる、このように思っておりますが、今年度中にできるかどうか、そこまですべてはまだまだ現段階では十分把握しておらないというところでございます。

○清水委員 いま検査協会に二千万円ほど委託費を出しておる、こう言われたのですが、これはどうなんですか、十分な助成額であるというふうに

○豊島(格)政府委員　ただいまいたしております研究開発としては、一応その程度で金額で足りるというふうに考えております。

○清水委員 次に、実は私も先ほど来消費者の不安意識ということについて触れてきておりますが、改めてこの機会に若干の提案などを申し上げながら考え方を聞きたいと思います。

すでに明らかにされているように、ガス事故の原因は、事業者の施工ミスによるものあるいは消費者の操作ミスによるもの等々が挙げられておりますが、問題は、後段の消費者の操作ミスによる割合というのが非常に高いというふうに伺っております。そうだとすれば消費者一般の保安意識を高める、このことが非常に強調されることはあたりまえなことだろうと思っておりますが、その割りにはどうも啓蒙活動といいたしうか、保安意識を高揚するPR活動等が十分だとは言えないで、じゃないか、こんな感じがするのです。いままでの学校教育の場を活用する、あるいはマスメディアといいたしうか、いろいろテレビその他も活用するというようなことをおやりになっておりますが、どうも事業者にこれを行わせるといいうようなケースが多くて、政府みずから取り組む姿勢に欠けるうらみがあるのではないかと感じがしてならないのですが、この点はどうでしょう

か。

○原田政府委員 確かに消費者に対する啓蒙事業というのは、ガス事故防止の一番大きな前提になっていると思います。昨年のＬＰガス法の改正に關連いたしまして附帯決議をちょうだいいたしました、消費者者に対する保安啓蒙事業をもっと一層充実強化すべきであるということでございましたので、予算も本年度につきましては二〇％強の伸びの予算で、新しく、たとえば従来新聞等につきましては中央紙だけでこの保安啓蒙事業をやってきたわけですが、これにつきましてはさらに地方紙も加えて、それで保安啓蒙事業をやるものといったようなことを一つ予定いたしております。

す。それから学校教育の場におけるPR、保安啓蒙事業も非常に重要でございますから、従来からこれはやっておりますけれども、さらに五十四年度におきましては新しく映画をつくりまして、その映画を通じて保安啓蒙を進めていくというようにも考えておるわけでございまして、そういう万般の仕組み、一つは実際の業界と申しますか、そういうものを通ずるPR、それから政府が一定の資金を出して、それでやるPR、そういうたもので今後ともこの啓蒙普及事業につきましても一生懸命やっていきたいというぐあいに考えております。

○清水委員 そこで私は、そういう点は大いに強化をしてもいいと思いますが、同時に、社会教育の場というものをもうちょっと重視をするように考えてみるべきじゃないか、こう思うのです。消費者団体等というところと合議をされてなすっておられるようでありますが、たとえば町内会とか自治会といったようなものがあります。地域地域へ参りますと、地域婦人会とか農協婦人部だとか、その他御婦人の生活グループというようなものが数々組織されておる。いろいろ生活にかかわり合いのあるような問題について学習や勉強をなすっているわけですね。そういう組織との兼ね合いで、これらの組織の協力を求め、また自発的、自主的に保安意識を高めていくというような方法を講ずることが、きわめて有効な保安意識を高揚する方法になるんじゃないかという感じがするのですが、どうもそこまでは余りおやりになっていないのじゃないか、こんな感じがするのです、どうでしょう。

○原田政府委員 確かに先生の御指摘のように、そこまで、末端までおやりになっているかどうかという点につきましては、なお改善の余地があると思っております。ただ、たとえば農協の関係ですとか、ああいうところを出しているいろいろな雑誌ですとか、農協の中でのいろいろな通信欄ですとか、そういうものには出したりして、なるべく

末端への普及を図っていくことをやっております。しかし、先生の御指摘になったそういう点につきましても、私もそういう方法も通じまして、よりよくPRができればよいように今後とも検討してまいりたい、かように思っております。

○清水委員 それから、これはちょっと新聞でいえば三面記事的な、皮相な見方になるかもしれないが、時折ガス事故の記事を新聞で目にすることがございますが、深夜に働いておられる御婦人などが、ついさうっかり泥酔状態で操作ミスをやつて大事に至るといったようなことがちよいちよい新聞に報道されております。ですから、一面ではいま言うように、一般消費家庭に対して保安意識を高めていただくような努力をする、これはこれでどんなやうな努力をする、これは一面、いままのやうなケースが、私は多いのか少ないのか知りませんが、仮に多いのだとすれば、そういう特別な手だてというやうなことも、場合によればケース・バイ・ケースで考えていかざるを得ないのではないかと、こんなことも感ずるわけですが、何か感じておられるやうなことがあつたらお聞かせいただきたい。

○原田政府委員 確かにそういう不注意と申しますが、特別なケースもかなりあるかどうかよくわかりませんが、一部にはあるという感じがします。特に、たとえば集合住宅におきましては、特別の標識をつくりまして、ガスの取り扱い方につきましてもその標識の中に一応書いてありまして、その標識を張つていただくことをやっておりますが、確かに先生の御指摘のやうな点もあるわけでございますから、私どもの中での啓蒙普及の内容の問題として、そういうやうなものについてもひとつ検討の対象に加えていくということを考えてみたいと思ひます。

○清水委員 時間が参りますので最後になります。LPGの関係は、昨年の法改正を通じていわゆるガス事故にかかわる第三者被害に対する救済制度、これは去年十月から発足をされている。むしろその運営規程などを見ると、中身はなお改善

してもらわなければならぬ、あるいはもうちょっと内容的に整備拡充をすべきではないかといった、そんな感じがいたしますが、それはそれとして、ともあれLPGガスの関係については、積極的に対応しようとする努力を評価することはやぶさかではございませんが、都市ガスの方はまだこの制度が発足をしておらない。当然通産省としても放置をしておいていい性質のものではないと思うのですが、どのような指導をされ、また現状どういふ見通しになっているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○豊島(格)政府委員 都市ガスにつきましては、この第三者被害救済制度につきましては、ややLPにおかれをとつておるというところは事実でございますが、昨年来その制度の確立につきまして指導いたしておりましたところ、LPの基金制度につとつたやうな、あれと同じやうなものをつくることをガス事業者の中で大體考え方を固めまして、近くこれを発足させようという段取りになっております。

○清水委員 近くというのは、具体的に言つていつごろになるのでしょうか。また、同時に、都市ガスの場合にはLP事業者と比較して、比較的経営主体が大きいわけですが、そういう面では、これは第三者被害に対する賠償の責めという点になりまして、非常にむずかしい複雑な問題が内包されておりますが、それはそれとして、単にLPに準ずるといったやうなことではなしに、もうちょっと前向きな、積極的な姿勢をとることが望ましい、また現実には合のじやないかという感じがいたしますが、その辺はどうでしょう。

○豊島(格)政府委員 第一の、いつごろのようには決まるのかという点でございますが、この点につきましてはガス協会その他の場を通じて一応方針をほぼ、ほぼと定めますが、ある手続までは進んでおりますので、今後手続を踏んで、遠からず、そんなに時間がかからないで発足できるものと思つております。

摘のように都市ガス事業者の方が経営基盤その他も強いわけでございますが、一応第三者救済についての制度につきましては、法律論その他いろいろむずかしいところがありまして、どこまでやるかというところにつきましてはなお検討を要する事項があるわけでございますので、LP並みまではとりあえずスタートする、その後については今後の検討によつてさらに充実にさせていく、こういう方針でございます。

○清水委員 最後の部分については、制度の整備強化という点を云々と言われておりますが、その点は言葉の上だけではなしに、実際にそうしていただくことを期待をして終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○渡部(恒)委員長代理 玉城栄一君

○玉城委員 ただいま提案されております特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案について、まず最初にお伺いをしたいことは、昭和五十二年の五月に、エネルギー庁長官の私的諮問機関でありますところのガス事業大都市対策調査会が、ガス消費機器の設置工事の規制については必要であるという答申をなされておられるわけでありまして、同じく、同年八月、通産大臣の諮問機関でありますところの高圧ガス及び火薬類保安審議会も同じやうな趣旨の答申をされております。並びに行政管理局からも昭和五十一年の十一月に、同様な趣旨の勧告がされておられるわけでありまして、それそれその必要性の指摘と勧告がされておられるわけでありまして、約二年内外経過をしておるわけでありまして、この法律案は提案をされておられるわけでありまして、そのおくれた理由を御説明いただきたいと思ひます。

○豊島(格)政府委員 どうして二年もおくれたかという点でございますが、その間答申もあつたわけでございます。昨年度、私ももいたしまして、こういう法的規制をするかどうか、それからどういふ法律体系にするかというのを含めまして、一年かけまして実態調査をいたしました、それに基づいてこういうことをしたらいという

ことを考えたわけでございまして、そういう実態調査その他に時間を費やしたということでございます。

○玉城委員 二年もかけて実態調査をされたということでありまして、これは考えようによりましてはちよつと理由にはならないような感じもするわけですが、いろいろな御都合があつてやつと御提案されたと思うわけでありまして。

次にお伺いをしたいことは、先ほども御質疑の中で大変細かく御論議がされたわけでありまして、現在既存の給排気設備で約百三十四万件、都市ガス関係が八十万件、LPガス関係が五十四万件、合わせて百三十四万件不良設備があることが指摘をされているわけですが、これはもう事故発生の予備軍とも言える。いつどういふ事故がこの百三十四万件において発生するかわからない、こういう非常に危険な状態に置かれているのではないかと私は思うわけでありまして。したがって、現行法二法に基づきまして改善命令、LPガス関係については都道府県知事、都市ガス関係については通産大臣の改善命令がされる、こうなっているわけですが、しかし、先ほどの御答弁をお伺いしておりますと、改善命令が発動されたことはない。これは罰則も伴つておるわけですが、ですから、この問題はただそれだけで、こういう状態ではいろいろな啓蒙——第一義的には当然これは消費者の安全管理という問題、責任は消費者の側にあるかと思ふわけでありまして、ただ早く直せ直せというだけではこれは一向に実効が上らないと思ふわけでありまして。したがって、もう一回この既存の百三十四万件の不良設備の改善策についてお伺いをしたいと思ひます。

○豊島(格)政府委員 先生一部おっしゃったことと重複するかも知れませんが、いずれにいたしましても通産省といたしましては、ガス事業法に基づきガス事業者の調査義務ということを前提といたしまして、その調査の際に、不良な設備を直すようにいろいろと消費者に勧告するよう指導しておるところでございます。特に冬場の需要期

につきまして特別に巡回させたりなんかするわけでございますけれども、そのときには再三注意をさせるようにいたしております。

それからさらに、そういうなかなか直さなくて、しかも危険が多いというところにつきましては、われわれにも報告が、特に通産局の担当のところに来ておりますので、どうしても直した方がよいというものにつきましては通産局の方で通牒を出すというところまでいたして、改善を進める説得をいたしておるところでございます。ただ、技術基準に違反しているということで改善命令を出すところまで行きますには、いろいろと消費者の立場もございまして、そこまでどうしてもやらなくちゃいけないという場合に限定したいと思つておりますので、できることならそういう命令という前の段階の、通牒その他で大体消費者の納得といひますか、了解、協力を得るということが、ただいままでの実際上の行政の中身でございます。

○玉城委員 当然おっしゃいますとおり、その消費者側の納得、御理解を得なくてはならぬわけですが、そこでやはりいろいろこれが実効あるような形で、改善命令の発動といひますか、そういうことで罰則をかけるというようなことは、これはちよつといまのような時代において少し問題があると思ふのですね。

そこで考えられますことは、費用の問題だと思ふのです。やはりこの百三十四万件の方で、現在の不良設備を安全なものに改めるためには費用がかかるわけですから、一番問題はそこだと思ふわけですね。ですから、その費用については、やはりいろんなめんどろを見るという言ひ方は、私はちよつとどういふ形で見るといふ言ひ方は、私はませんが、そこら辺まで具体的にそういう不良設備を抱えている消費者の方々に、きめの細かい親切なそういう事前の指導がなされていかなければ、これは私は、そのまま危険な状態に置かれていくのではないかと思ふのですね。それで、その費用の問題についてどういふことが考えられる

か、そういうことを全く考えたことがないのかどうか、その点をお伺いをいたします。

○豊島(格)政府委員 消費者が、なかなか設備が不良であつても直さないことの理由には、先生御指摘のような経済的な問題、費用の問題があるというところは事実だと思ひます。ただ、そういう設備をするときから、そもそも不良のないような工事をしてもらうことが前提になっておるわけでございます。第一義的には本来ちゃんとした工事をした設備を使うというのが、消費者にとつても本来の責任といひますか、義務でございまして、ちゃんと工事をした人に対しては何もやらない、それから工事をちゃんとしなかった人たちについて、追加的に工事をやるということにつきましては、やや均衡を失するといふ問題もございまして、うし、なかなかそういう細かいところまで一々、本当に業者にだまされてやつたのか、自分の責任でやつたのか、そういうことまでなかなか追究できない。これがある制度で、そもそも昔は非常にこういうふうなやれと言われていて、法律が変わつてというふうな場合で、たとえば燃料をええろというふうな場合であれば、それに伴う問題につきましては費用といふこともあるのかと思ひますが、なかなか実際上はいかないといふことで、費用を持てば改善が進むといふことはわれわれとしてもわかるわけでございますが、それを実行するといふことにつきましては非常に困難である、このように考えております。

○玉城委員 重ねてその点今度は大臣にお伺いしたいのですが、この法律案はそういうガスによる事故の発生防止というのが目的で、そのために工事の施工の段階で資格のある監督者を置いて、そういう事故が発生しないように設置の段階からという法律案になつておるわけですが、大臣もよく御存じのとおり、現実には約百三十四万件というLPガス関係あるいは都市ガス関係の既存の不良設備があるわけですね。これについて、いまおっしゃるとおりいろんなことはよくわかります。よくわかりますが、ただこのままの状態に置いて、この法

律は設置の段階からでありますけれども、政府として既存のそういう不良設備に対して何らか、一件当たり五万円かかるのか十万円かかるのか、いろんなケースがあるかと思ひますが、その負担の一部なり融資の方法を考えてあげるとか、あるいは長期払いで何らかの改善に要する費用についてはこういうことでも政府としてめんどうを見る、あるいはこういうお世話をしようといふところまできめ細かく、そういう方々に對して親切な指導を行つていかないと、この問題はなかなか解決していかないで、そういう危険な状態に置かれていくのではないかと、このように思ふわけでありまして、大臣としてそういうことを検討なさるお考えはないのかどうか、お伺いをいたします。

○江崎國務大臣 御指摘の点はきわめて重要な点だと思ひます。やはり監督者がしっかりしておる、施工業者がしっかりしておる、消費者が安全対策に十分心がけること、そしていまの不良器具をどうするか。これはもとよりそれぞれの任意によつてガスを引くわけですから、融資という形がちよつと考えられる一つの便法でございまして、ね。そういう点についてはどういふふうにするのか、またむずかしいものなのか、そのあたりを御趣旨を踏まえながらよく検討してみたいと思ひます。

○玉城委員 私、強い要望を大臣に申し上げたいわけですが、金額的にはそんなに莫大な額ではないわけですから、これは事故の発生したときの悲惨さを考えますと、やはり通産省としてはそのくらしいの検討は当然されてしかるべきではないか。確かに公的には先ほどの御説明もありましたように、むずかしい点はあろうと思ひます。しかしこの問題は、災害の発生防止という立場から、ぜひそこまで御検討いただきたいと思ふわけでありまして、大臣も検討してみようといふことでありますので、期待をいたしまして次にお伺いいたします。

いわゆるガス漏れ警報器の開発状況並びに普及

状況について、先ほど御質疑もありまして御答弁があったわけでありますが、都市ガス関係のガス漏れ警報器はまだ開発途上、普及はほとんどゼロの状態にあるわけですね。これも早くその開発が必要だと思うのですが、警報器も大事ですけれども、同時にガス器具そのものの安全性ということ、これもきわめて大事だと思うわけですね。ガスが過流出した場合に自動的にガス栓が締まるなどの安全装置つきの器具や、保安上必要な機器の設置、こういう器具そのものの安全性の開発、この状況はどうなっているのか伺いをいたします。

○豊島(格)政府委員 ガス漏れ警報器につきましては先ほど来議論が出ておりますが、都市ガスにつきましては空気より比重が軽いということ、雑ガスと区別してガス漏れだけをやるということはなかなかむずかしい状態でございますが、これにつきましても鋭意開発研究をさせて、できるだけ早く実用化するものをつくり出したいと思っております。

それから、第二の先生御指摘の過流出防止装置といいますが、ラムネの玉の原理を利用して、ガスが通常使用よりも急に一度に多量に出るとときには自然にとまるという装置はすでに開発されておりますが、非常に大きなものとなるか、あるいはガスが非常にカロリが低くて、非常に細く出る場合にはいいのですが、カロリが低いガスにつきましてもなかなかうまくいかないかというところでございますが、これも開発が進んでおりまして、そう遠からず何らかの実用化が広い範囲でできるのではないかと考えております。

そのほかガスの消費機器につきましては、たとえば空気を防止する装置をつけるとか、あるいはガスを使いますと自然に換気扇に連動する装置をつけるのか、そういうすでに開発されております機能を応用しまして、これができるだけ技術基準等に盛り込んで、安全な機器にするというように今も現在考えておりまして、これもまた近く実施に移したい、このように考えております。

○玉城委員 こういう技術的な問題は、それは一朝一夕にできるものではないと思うのですが、そのために政府とされても助成金を出して開発促進をしておられるわけでありまして、せっかくこういう法案まで準備して出されたからには、万般にわたるそういうものも相並行してやっていたかでないか、そのための助成金が必要であればよいけれども早く開発して、要は、これは安全という問題が大事であるわけですから、この法案と両々相まってそういう助成促進を早急にお願いをしたいと思うわけでありまして。

次の質問は、これは先般の新聞報道によりますと、現下の急激かつ大幅な経済変化に対応するガス料金のあり方等について、総合エネルギー調査会から報告が出されたということが報道されておるわけですが、そのいきさつと結論について伺いをいたします。

○天谷政府委員 一昨年から昨年にかけまして、御高承のとおり為替の急激な変動がございまして、そのためにいわゆる差益還元という問題が起ったわけでございます。この差益は、昨年十月から本年三月までの間に、ガス料金の特別割引措置ということで還元をいたしましたわけでございますが、この問題に関連いたしまして、今後またこういう急激かつ大幅な経済変化が起った場合に、一体この料金をどういうふうに直したらいのかという、こういう問題が起ってまいりましたので、この問題を検討していただきますために総合エネルギー調査会に御審議をお願い申したわけでございます。

総合エネルギー調査会の都市熱エネルギー部会におきまして、昨年十一月からことしの三月三十日まで御検討いただいたわけでございますが、検討の課題といたしましては、第一に、急激かつ大幅な経済変化に対応する料金のあり方、第二番目に、経理を中心とする企業活動の内容の公開及び広報活動のあり方、三番目に、液化天然ガス導入に伴う環境の変化とそれに対応する料金のあり方、四番目が、工事負担金のあり方、この四点に

つきまして御審議を願ひまして、三月三十日に中間報告をいただいております。

中間報告の中身、少し長くなりますが、お答え申し上げますと、第一点が、急激かつ大幅な経済変化によりまして、事業者が過大な利益が発生する場合とすることであることとございまして、この急激かつ大幅な経済変化というのは大体例外的に起こることであつて、したがって、そういう例外的な事態に事前に対処方針、対処方法を定めておくということには困難である、したがってケース・バイ・ケースに対処せざるを得ないから、大体はそういう事態が起った場合には、この調査会の意見を聞いて対処すべきであるという、非常に常識的な結論をいただいております。

第二番目が、企業活動の内容の公開及び広報活動でございますが、消費者、地域住民等の理解を深め、事業の円滑な遂行に資するためには、広報というものは非常に必要でございますが、これにつきましては、事業者が自主的な判断に基づいて積極的に行うべきものであるという結論でございます。

第三番目、LNGの導入促進のために新たな特約料金制度を設定し、主要工業地帯に潜在する良負荷の大口工業用のエネルギー需要を、ガス事業向けに顕在化させるということは望ましいことである。これは、いまのLNGの使用が季節的に非常に偏りがありますので、これをならすために、大口の工業需要というものを開拓した方が、結局資本費の負担が全体に分布されました合理的なことでございまして、これは、エネルギー資源の多様化に資するだけではなくて、LNG関係設備の使用効率を高めまして、一般需要家の負担軽減にも役立つこととございまして、

それから四番目が、既存需要家と新規需要家との間の負担の公平の確保及び新規需要者間におきましてガスを引く後によりまして不公平ができません、これは是正を図るためには、工事負担額の算定基準の改正及び均等割方式に関しまして、より一層この弾力的な活用を図っていくことが望ま

しい、こういう結論をいただいております。

○玉城委員 この問題は時間がございませんで、また別の機会にいろいろ伺ひたいと思ひます。

次にこれは大臣にお伺ひいたしますが、ガスの原料確保について、最近のイラン情勢等からガスの原料である石油の需給動向が不安定となり、そのためにナフサ、LPG等の確保にも不安がある。安定供給のために大臣はどのような対策、そして今後の方針を持っておられるのか、お伺ひをいたします。

○江崎国務大臣 国民生活に欠くことのできないガスをどうやって安定供給していくか、非常に重要な点だと思います。このため、大手ガス事業者において液化天然ガスの導入促進を図りますとともに、中小ガス事業者につきましても、液化石油ガスの導入を促進する一方において、ナフサ、それから液化石油ガスの併用設備の建設を推進してきたところであります。今後ともガスの安定供給確保のために、やはり原料の多様化を積極的に進めていく必要がある、十分努力をしてみたいと考えています。

○玉城委員 ただいまの問題に関連いたしました、天然ガスの開発についてお伺ひいたしますが、御存じのとおり沖縄県に埋蔵されている水溶性天然ガスについては、昭和三十五年ごろから当時の琉球政府あるいは通産省、工業技術院等によって調査が行われ、その結果、相当量の良質の水溶性天然ガスが埋蔵されていることが明らかにされておるのであります。したがって、その実態、開発計画、見通しと申しますか、今後の方針等についてお伺ひをいたします。

○神谷政府委員 沖縄の中南部におきましては、先生御指摘のとおり、水溶性天然ガスがかなり豊富に埋蔵されておるといふふうに推定されております。推定埋蔵量は百四十億立方メートル程度の究極可採埋蔵量になろうかというふうに考えられます。原油換算いたしますと千四百万キロリットル程度のものと現時点では推定されております。

す。

ただ、問題が一つございまして、この地域におきまして水溶性天然ガスの試掘のために、百五十の鉱区の試掘権設定の出願がなされておるわけでございまして、しかも、これらの鉱区に十五名の出願者が重複して、しかも相互に關係なく出願をしており、かつ、出願の順位も鉱区によって異なっております、こういう状況にございまして、したがって、これらがばらばらの試掘権者によって開発されます場合には、その試掘あるいはその後の開発等が効率的に行われぬという可能性が非常に強いわけにございまして、現在、沖繩県におきまして、これらの出願人を指導して、共同で一つの法人を設立し、その法人が共同開発をするという方向を目指して努力が行われておるといふふうに承知しておるわけでございまして、沖繩の総合事務局の通商産業部におきましては、この指導がまゝとまゝして、出てまいりますのに備えて現在準備をしておる、こういう状況にございまして、

国といたしましては、当然できるだけ速やかに、効率よく開発が進められるような体制が整備されることを期待しております、かつ、このような体制が整備されまして、開発に着手されるようになりまして場合には、金融措置等を含めまして、所要の支援措置を前向きに検討してまいりたいと考えております。

○玉城委員 本会議がもうございしますので、以上で終わります。ありがとうございました。

○渡部(恒)委員長代理 午後二時から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

午後二時十一分開議

○橋口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第八十四回国会内閣提出、エネルギーの使用の合理化に関する法律案を議題といたします。

提案理由の説明を聴取いたします。江崎通商産

第一類第九号

商工委員会議録第十号

昭和五十四年四月二十四日

業大臣。

エネルギーの使用の合理化に関する法律案
(本号末尾に掲載)

○江崎通商大臣 エネルギーの使用の合理化に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

わが国は、国民生活の安定と、国民経済の円滑な運営に欠くことのできない石油等のエネルギー資源の大半を海外からの輸入に依存しています。エネルギーをめぐる国際情勢は依然として流動的であり、長期的にも石油の増産限界の到来によるエネルギー供給上の制約要因の強まりが予想されるなど、今後エネルギー供給面で一層不安定な情勢が続くと見られております。

かかる情勢下において、主要先進国の中でもきわめて脆弱なエネルギー供給構造を有しておるわが国としては、各般にわたるエネルギー政策を積極的に推進していくことが不可欠であります。

このため、政府といたしましては、エネルギー供給面において、石油の開発、備蓄、石油代替エネルギーの開発、導入等の安定供給確保対策を一層促進するほか、需要面において、エネルギーの使用の合理化を図るための施策を鋭意推進することといたしております。

わが国は、米国に次ぐエネルギーの多消費国であり、エネルギー消費の各段階におけるエネルギーの使用の合理化を可能な限り進めていくことは、わが国の国際的な責務とも言うべき重要な課題であると考えます。

本法案は、かかる観点から、国がエネルギーの消費において大きな比重を占める工場及び事業場、建築物並びに自動車その他のエネルギーを消費する機械器具のそれぞれについて、事業者等がエネルギーの使用の合理化に取り組むに当たっての判断の基準を示すなど、事業者等の自主的な努

力を促進していくための諸措置を講ずることによつて、実効的なエネルギー使用の合理化を図ろうとするものであります。

次に、この法案の概要について御説明申し上げます。

第一は、広く工場の事業者に対し、その判断の基準となるべき事項を示し、工場におけるエネルギー使用の合理化の努力を求めるとともに、エネルギーを多量に消費する工場につきましては、エネルギー管理者の選任の義務づけ及び所要の勧告等により、エネルギーの使用の合理化の確かな実施を図ろうとするものであります。

第二は、建築物の建築主に対し、その判断の基準となるべき事項を示し、熱の損失の防止のための措置等、エネルギーの使用の合理化に資するための措置を的確に実施することを求めております。それとともに、建築物の設計、施工に関し、建築主に対する必要な指導、助言を行うこと等により、建築物に係るエネルギーの使用の合理化を図ろうとしております。

第三は、自動車等の特定の機械器具の製造事業者等に対し、その判断の基準となるべき事項を示し、機械器具のエネルギーの消費効率の向上のための努力を求めるとともに、エネルギー消費効率に関する表示制度の導入及び所要の勧告等により、機械器具に係るエネルギーの使用の合理化を図ろうとするものであります。

このほか、国は、エネルギーの使用の合理化を促進するために、金融上及び税制上の措置、科学技術の振興を図るための措置、国民の理解を深めるための教育活動、広報活動に関する措置等を講ずるよう努めなければならないことといたしております。

また、本法の制定に伴い、熱管理法を廃止することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○橋口委員長 以上で提案理由の説明は終わります。

した。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○橋口委員長 引き続き、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。岡本富夫君。

○岡本委員 最初にお聞きしたいことは、五十一年度の十一月に、行管から都市ガスあるいはまた液化石油ガスの安全確保に関するところの勧告が出ておりますが、これに対してその後どういふ措置をとったか、あるいはこの事故をどうして防止するように考えておるのか、この結果をひとつ御報告願いたいと思うのです。

○豊島(格)政府委員 行管の指摘に対しまして、「消費機器に関する周知及び調査の充実・強化」につきまして、管内のガス事業者、消費機器に関する周知調査義務の履行を通知いたしまして、同時に、各通産局が自主的に開催しているガス主任技術者会議、冬季保安対策の聴取等の場を通じて、ガス事業者に対してその趣旨の徹底を図っております。そのほか、日本瓦斯協会あるいは簡易ガス協会において、同様の会議等の場を通じて周知徹底を図っておるわけでございまして、それから、そのほか通産局の監査立ち入り等における周知徹底状況等につきまして、行管から言われておるわけでございまして、これにつきましても同様の指示をいたしております。

そのほかいろいろございまして、御指摘の点につきまして、それぞれの立場に立ちまして、みずからまたは通産局を通じて指示をいたしておるというところでございまして、

○岡本委員 ガス事故が各所で起こっており、あるいはまたガスの事故がありまして大きなものは報告をされておるけれども、小さいものは報告されてない。小さいと言つてもやはりこれは人命に大きく影響するものであります。それで、これは消費者の不注意もございしますが、ここに指摘

されておるようなことは、一番よく調査をしておるところというのは消防庁なのです。これは消防署です。この消防白書にも出ておりますけれども、通産省としては、消防庁にこういった横のつながりと申しますか、そういう意見あるいはまた消防庁に対して、発生した事故の実態、こういうものが、どうも縦割り行政であるために実態の把握ができていないのではないかと。そこに行政からこういった勧告を受ける——日本の国の行政が非常に縦割り行政で、通産局なら通産局、通産局も現地に参りますと、これを取り扱っている人数が非常に少ないわけですよ。それを、これだけのものを全部、消費者からあるいはガスを使用しているガス事業者、事業者は知れて、いますけれども、あるいはLPガスの販売業者、こういうものはほとんど一人か二人の通産局では把握ができませんと思うのです。それで私は、こういうのを実態調査をしていろいろやっているのが消防庁であると思うのです。どうやって消防庁の意見を聞き、またどうやってうまく事故を防ぐために、意見とい

いますか、どういうふうによつていくか、これは新しい提案でありますけれども、今後これをやらなければ事故は防げないと思うのです。何ば法律をつくりまして、行政の指摘のように、実行していなければ事故は防げないと思うのです。ただ通産やあるいはまた集めて話をしただけでは事故は防げない、こう思うのですが、消防庁との間はどういうような関係にあるのか、これをひとつお聞きしたいと思うのです。

○豊島(格)政府委員 ガス事故につきましては、ガス事業者に対して、ガスに伴います中毒とか爆発その他の火災、事故及びそれが人身事故あるいは負傷につながるもの、それからそれに伴う物損等につきましては報告をとおるわけでござい

ます。その間には相当な差があるわけございまして、たとえば消防庁の場合は、ガスの使い方が必ずしも悪いわけじゃないのですが、ガスが原因で物に燃え移って火事になったとか、あるいはたとえばガスの若干使ひ方の不注意等によりまして気持ちが悪くなる、それで救急車が呼ばれたというような場合、すべて広範にとつておられるわけで、必ずしもわれわれが考えておりますように、相当大きな問題があるというものでないものでも、救急車発動その他については全部把握しておられるわけ

でございます。それで私もいたしましては、そういう従来のガス事業者からの報告だけで十分かどうかという点につきましては、その後も消防庁の統計等と突き合わせをして、現在検討しておるわけでございますが、いずれにいたしましても、従来は消防庁とガス事業者が密に接して、私どもの方と、必ずしも連絡が密に接して、今回この法律を出すに当たりました、より連絡を緊密にし、情報を交換し、その上で万漏れのないようにということと両者間で約束をいたしておりますので、今後はその方向で実態の把握というものがさらに進むものと期待しております。

○岡本委員 大臣、いままでのガス事故の原因を見ますと、これはあなたの方の統計ですけれども、ガス消費機器自体の不良と消費者の使用上の不注意、これで八〇%、それ以外に給排気設備の不備、これは今回の法律になるわけですが、これも、こういうものの、たとえば新しく建築ができた、建築基準法に基づいて建築の検査の所管は建設省であります。しかし、ガスの方になりますと、なかなかきちっとした調査がいかなるわけですね。そういう場合、ちよつと大規模になりますと消防

庁、消防署あたりの非常に厳しいチェックがあるわけですね。そうすると、ことよく話し合ひまして、そうして助けてもらうということとかいふ事が出れば消防署が動かなければなりませんので、それから、何らかの連携をとって、どこでこれをミックスしてうまく話し合う場所をつくるかが問題です。御承知のように通産局というのは、大阪通産局という広い範囲を持っていますね。そこに

一人か二人がいて、なかなか立入調査といつてもこれは無理ですよ。都市ガスですからガス会社もやっていますけれども、ガス会社だけに任せておくところにはこの問題が起つたわけですよ。中には、不届きなガス会社は報告もしていないじゃないか。こんなことでは何ばこうした法律をつくりまして、結局法律ばかりで実践が伴わない、結局そのために事故は減らない、これを私は恐れるわけですね。これは新しい試みであらうと思ひますけれども、何らか消防庁と連絡をとって、検査をどこかで一緒にやっていたらどうか、縦割り行政でありますけれども、そうでないと、いままでの通産省に対する報告というのは、重傷者、人身事故があつたとか、そういうような一定の事故の規模のものしか報告が来ない。そこに問題があろうかと思うのですが、これをどうするかについて私たちがなかなかわかりませんけれども、いまも答弁がありました。これはちよつとおきなり

の答弁だと思ひます。本当にこの法律を——これまで私たちLPガスの法律も国会で審議をしたのです。高圧ガスの方もやりました。結局法律はつくつたけれども決め手がなかった。そのために、また今度はそれを取りつける方の技術の方のことをやろうということですが、結局それと同じことになつてしまふということを考えますと、どこで事故を防ぐためのきちつとした押さえるところをなければならぬ、こう思うのですが、通産大臣、どうお考えになりますか。

○江崎国務大臣 御質問の点はもつともです。から、いまも事務当局とよく打ち合わせをしたわけでありまして、今度の法律を契機に消防庁と通産省側と、通産局を通じて十分打ち合わせをする、覚書まで交わしておるわけですね。したがって、また、技術的な問題等についても十分消防庁と連絡をとって万全を期する、こういうふうにい

ま申しております。したがって、いまおっしゃいました質問の御趣旨を体しまして、やはり万全を期することが必要ですね。おっしゃる通りに、事故が起これば消防庁もまた点検以上の大変な労力

負担をしなければならぬわけですから、よく打ち合わせて実効の上がるようにいたしたいと思ひます。

○岡本委員 それから、最近の都内あるいはまた市内の状況を見ますと、夫婦共かせぎといひますか、そのために家庭にはかせぎの子といひますか、こういう子供さんが家庭を守つておる。ラーメンなんかつくつたりして子供が親の帰るのを待つてゐる。こういうことを考えますと、そこからガス漏れあるいはまた親がいない間の事故というのは多いのです。これは私、学校教育の中にやはりこういったガスの正しい使い方をいれたい。この事故を未然に防ぐ、そういうものをいれたい。これが大事じゃないか。このごろ非常に、特に住宅ローンなんか、共かせぎしてゐる者が多いわけですね。その点についてひとつ提案なんですけれども、これはいかがでしょうか。

○豊島(格)政府委員 ガス事業法または液化石油ガス法では、それぞれの事業者に対して消費者に対するガスの使用の安全を図るために、いわゆる周知義務を課しております。啓蒙させておるわけですが、その中でも液化天然ガスにつきましては、たとえば通産省で予算を用意いたしました、学童用副読本の配付等をやつておるというように、なことでございまして、さらに学校の教材につきましても一応は取り上げられてゐるわけでございますが、必ずしも十分でないという点につきまして、私どもの通産省の立地公害局長あるいは資源エネルギー庁の次長等から、文部省の局長あてに教材の充実についてお願いする等、学校教育の場を通じてガスの使用方法を周知といひますか、安全な使用方法を教えるということに努力しておると思ひます。

○岡本委員 たとえばガス漏れの対策あるいはまた一酸化炭素の中毒の恐ろしさ、こういうものがもう少し徹底しておると、ああいふ留守中の事故というものはなくなつてくるのではないかと。私は、こういう事故に直面したことがあるのです。そして、これはもう親たちがいないときにはどうし

たらしいのだというぐらゐのことは、学校でも、まあ高学年でしようけれども、少し徹底してやればこういうことはなかったのになという事故に直面したことがあるのです。ひとつそれはまた閣議でもよく打ち合わせして、そして学校教育の中でひとつ子供たちにも徹底していただきたい、こういうふうに思います。

それで、特定ガス機器の設置工事について法規制をするということでありまうけれども、検定制度のようなものをつくるらしいのですが、果たして二日、十五時間ぐらゐの研修で、本当に簡単なテストだけで所期の目的が達成できるのか、これをひとつお聞きしたいのですが、いかがですか。

○豊島(格)政府委員 ガス消費機器の設置につきましては、それに必要な講習の内容につきましては、あるいは監督者に要求される内容につきましては、非常に高度な理論とか知識というものではなくて、どういう場所かというものを掘えつけたらいいか、どういう構造のものをしたらいいかというようないわゆる基礎的な知識でございまして、それから掘えつけ自身につきましましてはそれほど熟練度を要するものでもございせん。したがいまして、大体二日ぐらゐの講習によって十分その役に立つといえますか、資格を得るだけの効果が上げられる、このように考えております。

○岡本委員 私はそう簡単には、やはり相当周知徹底しなければ、事故が起ったからといってその人たちに責任があるわけでもないだろうし、事故が起ってからの調査とかという後の調査というのは非常にむずかしい。見解の相違もありまうすね。ですから、この法律でそれをつくったからといって、一〇〇%間違いない事故が防げる、こういうふうになかなか私は考えにくいと思うのです。

それはそれとして、ないよりましでしょうが、この講習を受けるに当たってどのぐらゐの手数料が要するのですか、それからどういうようにやるのか。

〔委員長退席、野中委員長代理着席〕

私はかつて労働省が実施しました植木屋さんのテストを見たのです。ところがそのテストをする人は、これは役所ではもちろん無理ですな。そうしたら、その植木屋さんが、一番りっぱな植木屋さんというのはいくつかあるから、そういう人が最初テストしているわけですね。そしてテストされた方は何級かの、一級とか二級とかもあらうわけだ。テストした方が今度それを受けると落ちるのだ。そんなばかな、おかしいなと思つたことがあつたのですが、役所のやつてゐることというのは大概そういうのが多いんですね。これはどういふようにやるのか私は疑問なんです。一遍お聞きしたい。

○豊島(格)政府委員 第一の講習料の点でございまして、この点につきましては類似的講習制度がございまして、大体二日ぐらゐというのもあるわけでございますから、その辺を勘案して決めたかと思ひますが、できるだけ講習者の負担になることを少なくするよう努力したいと思つております。

それから第二の、テストするのが実力があるのができるのかどうか、だれがやるのかということでございますが、私どもとしましては一応日本ガス機器検査協会にこの講習を委託することを考えております。委託といひますか、通産大臣としては指定するということを考えておりますが、日本ガス機器検査協会では消費機器の設置に関する技術理論その他につきまして十分蓄積がございまして、決してその講習が不十分なものでは終つたといふことはないものと確信しております。

○岡本委員 この点はよくひとつ中身を調査してみたい。検査協会の資金が、こうなつて、あとただ免状が入るだけで、本当に効果がない場合がある。これは私は現実に見てきておるわけですから、この点はひとつよく注意をして、こういう法律によつていろいろやつたけれども何にもならなかつた、こういうことになつては相ならないと思ふのです。予算をつけて一生懸命にこうして事

故のないように防ごうと思つてやつて、それで事故が減らないというのだったら、私は何にもならないと思ふのです。

そこで、次には、この事故の起つておるところはマンションとか共同住宅、ここに非常に多いように見受けられるわけですが、建築基準法の中に、五十二年度で、改正されて、排気設備が充実されたということを聞いておるのですけれども、新築の場合は最初からこういった給排気設備ができるようにしておきまへんと、この法律によつて点検したとき、もう一遍やらなければならぬというやうなことで、あるいは悪いわけですが、これは、建築基準法によつて換気あるいは排気設備というのはちゃんと充実できるようになつておるのかどうか、これをちよつと確かめておきたいと思ふのです。

○豊島(格)政府委員 建築基準法では、新築の場合におきましては、その基準法のたてまえから、給排気設備をつけることになっておるわけでございますが、機器を設置する場合においては、私どもの方でもその基準に合致するように、設備をする場合に監督させるといふのが今回のわれわれの立場でございまして。

○岡本委員 そこでこういったマンションとか共同住宅で、第三者の行為によつて、すなわちガス自殺とか、ばくもさういふ目に遭つたことがあるのですが、そして過失のない第三者の方が被害を受ける、こういう場合、救済制度といふものができておるのかどうか。ちよつと私の知つておるのはガス自殺をしたといふのです。何かガスがなしてゐるといふので、隣がさういふことがあつたというわけですが、隣がさういふことがあつたに爆発して、さうしてその方は亡くなつた。そういう場合、何らかの救済措置といふものがないのだろうか。この方は若い人で、生命保険も入つてなかつたのです。非常にあとの家族の方が困つておるということがあるのですが、被害者救済制度、こういうものはできておるのですか、どうですか。

○豊島(格)政府委員 ただいま先生の御質問の件は、ガス自殺その他で死んでしまつた、その事故や災害で関係のない第三者が損害を受けた、人身災害その他の損害を受けたといふ場合に、制度的に何かあるかといふことでございまして、従来ガス事業者に関係のないものにつきましては、一応見舞い金として第三者にもある程度のことはいたしてありますが、必ずしも十分でないといふことでございまして、LPの場合にありますが、LPの第三者損害補償基金制度といふやうなものを発足させたいといふことで、かねて指導しておつたところでございまして、近く都市ガスについても発足の運びとなつております。

○岡本委員 それはLPガス業者だけですか。それとも都市ガスも一緒なんですか。

○豊島(格)政府委員 LPガスにつきましては去年の十月一日に基金制度がすでに発足してありますが、都市ガスにつきましてはこれまでやういふ基金制度がございせんでしたが、近く発足せるといふことになっております。

○岡本委員 次に、この前の宮城県沖の地震の教訓といふものを考えて、地震対策ですね。この地震対策はどういうふうに指導し、どういふようにやつておるのか、ひとつこれを承つておきたい。

○豊島(格)政府委員 都市ガスの地震対策につきましては、御承知のように、法律によりましてガス事業者に対して、LNGタンクとかガスホルダー等のガス工物物について、構造、材料等の耐震基準を遵守し、設計製作を行はせるとともに、緊急遮断器、消火設備等の設置を義務づけております。また二次災害の拡大を防止するために、ガス事業者に対して、震度五以上の地震が発生しました場合には製造所の出口等必要な箇所がガス遮断をし、ガスの漏洩状況を確認するよう指導しております。さらに漏洩が続く場合には、遮断されたガスを放散塔で安全に放散せよといふやうなことをやつてきたところでございまして。

なお、先生御指摘の、先般の宮城県沖地震の被害の分析から、これをもとに現在エネルギー庁長

官の諮問機関でございます。ガス事業大都市対策調査会、地震対策専門委員会におきまして、耐震基準の見直し、早期復旧対策の確立等を検討しておるわけでございますが、その中にはいわゆる供給を、災害地を隔離して復旧させるというようなことで、ブロック化の問題あるいはさらに復旧資材をどういう体制にしておいたらいいかとか、そういう問題についてもあわせて検討し、実施していただくところでございます。

○岡本委員 これは東京都の防災会議で報告をしておるわけですが、東京瓦斯の場合、震度六の地震が来た場合ということで調査をしたらしいのですが、この中にはガス本管の破壊、破損あるいはガス本管が非常に古いものがある、それから継ぎ手の緩んだものがある、こういうような報告があるわけですが、こういう点については、これはいま東京瓦斯だけを例にとっているわけですが、これも調査をして、これはただ報告を受けるだけでなくして、やはり立入調査をし、検査をしなければならぬと思うのですが、これも実は通産局にはガスの関係というの一人か二人、だからたくさん量ではないです。ですから余りなわ張り根性ばかりを残さないで、若干地方自治体、県のそういう点検をして、直すべきところは直しておくといいことではないかと、事故が起きてからでは話にならない、こう思うのですが、権限が公益事業というのは地方自治体にはないのです。私たちが県やあるいはまた東京都へ行きますと、権限がないからどうしようもないのです、こういう状態なんです。大阪瓦斯へ行きますと、管がどこになつていないのか、枝管のところまでずいぶん調査をしております。どこにどういう管があるというきちつとした地図とか、すばらしいものを相当お金をかけてつくつておりましたけれども、私はほかではほとんどそういうものはないのではないかと、どこにどんな管が走

っているか、古いやつはわからない。そういうことを考えると、やはりこれはガス事業者だけでなくして、県とも協力してもらつてきちつとした事故対策をしておく必要があるのではないかと、こう思うのですが、いかがですか。

○豊島(格)政府委員 ガス事業法におきましては、ガスの保安責任につきまして、第一義的にはガス事業者の自主保安という原則で、ガス事業者自身に責任を持って保安に当たらせるといふことはいたしておりますが、さらに加えて、通産省が通産局を通じて定期的な検査を行うところでございます。先生御指摘のように、通産局は十分人手がないのじゃないかというお話でございますが、現在の通産局の機構を通じて、十分その他の災害が起きたときに、いろいろな御協力をお願いしたいということにつきましては、やぶさかではないわけでございますが、一応現在のガス事業法のあり方として、以上のような方式で十分やっていける、このように考えておるわけでございます。

○岡本委員 ではお聞きしますけれども、この東京都の継ぎ手の緩んだところ、あるいは管の腐つたところ、古いやつ、こういうような状態は全部あなたの通産局の方で握っておりますか。いまの状態では、いまの体制で十分であろう、こうおっしゃいますけれども、十分でないと思つて、通産局に何人おりますか、立入調査をしてそれがどうだったかということ全部調査できる人が、あなた一通通産局へ行つて現状をよく調べてもらえないか。一人か二人です。東京通産局にいたつて大阪通産局にいたつて範囲がずいぶん広いのですから。だから私は権限争いをするのでなくして、やはり事故対策、こういう事故を未然に防ぐためには、若干地方自治体に、お金もやらぬでやれと言つたつて無理かも知れませんが、若千お願いもして、そういうときの対策と

いうものを完全にしておくことが大事だと思つたのです。これは、いますぐにはどうも思つたままとはあなたもなかなか言いにくいかもしれないが、せんが、余りにも権限争いが大き過ぎると思つたのです。私が公害対策基本法をやつたときにも、この公益事業については通産省が握つて放さない。だからいろいろなことが起つても、そこまで調査がいつてないわけでは、ですからこういう状態になつて、ガス事業者というのは非常に恐ろしい事業ですから、やはり何も権限を与える必要はないけれども、と言つておかしいですけれども、御協力願つて、そしていろいろな場合にやはり各地方自治体からもいろいろと意見を入れていただく、それによつて対策を講じていくということに

しませんと、私はぐあいが悪いと思つたのですが、通産大臣どうですか、この所見は。私は現実に参加してどうなんですかね。通産局に一通行つて、ほかの人はほかの仕事をしてもらい、中小企業の金融もあろう、いろいろありますから、ほかのの仕事はできないのです。一人ですべてできるわけがないのです。だからあとと事業者から報告だけ聞いて、ああそうですかと帰るだけです。この行管の意見というものは、立入調査を一通やたらどうだと、こうなんだ。立入調査ができるだけのことが、たまたまどこかのブロックのそういうところへ行つてちよつと聞くだけですから、それだけでも十分効果はあると言えはあつたでしょうけれども、なかなかそうはいかない。これはひとつ御検討願ひたいと思つたのですが、大臣の御所見を承つておきたい。

○豊島(格)政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、ガス事業につきましては一応ガス事業者の自主保安ということでございまして、定期検査における検査を行うほかにも、ガス事業者に対して、こういう場合の処置はどうしろとかあるいは導管の埋没状況については常に把握するよう

にしるのか、いろいろ指導いたしておるところでございますので、そういう意味で実態もガス事業者をして十分把握させておるわけでございます。なお先生御指摘のように、関係省庁との連絡も十分してやつていくということにつきましては、そのとおりだと思つて、私どもも今回の法律を出すに当たりまして、消防庁とも常に連絡を密にして、実態を把握していくことをお互いに申し合はせておるような次第でございますし、そういう観点から問題は今後大幅に改善される、むしろ目的は十分達成できるようにするものと私も考えておりますが、それ以上に先生のおっしゃつたいろいろな点も配慮して、今後万漏漏のなきよう処置したいと思つております。

○岡本委員 なかなか大臣は答えそうにないのですが、どうですか、私はこれは若干政治的配慮がなければ、役所だけではできないと思つたのです。現実には天六のガス爆発事件もありましたし、いろいろ調査しまして、確かにこれは通産省だけではとても大変だと思つたのです。広いのですから。ですから、その点は再考して、いろいろな地方自治体の意見も聞いていけるようなシステムといひますか、それで防災を行つていくということを一遍考えていただきたいと思つたが、あなたの答弁をいただきた。

○江崎国務大臣 御指摘の点は私もやはり重要だと思つた。問題は、災害が発生すればそのガス会社も大きな損害を受けます。したがつて、ガス会社自身においてもそういう災害防止を心がけるということ、これは道義的責任はもとよりですが、会社経営の上から言つても大事なことで、それから、よく注意喚起をしまして、業界の自主努力、そしてまたわれわれ通産省側においてもそれを積極的に指導徹底していく、安全確保のための指導を一層強めていくという努力をするように、御趣旨を生かしたいと思つた。

○岡本委員 次に、いま地震対策のためにブロック化しておりますね。そしてそのブロック化したのをまたさらに、何メートルだったかちよつと忘

れたのですが、その間にバルブをつけておる工事をやっておる。この進捗状況というものが若干遅いのではない。大阪瓦斯は天然ガスに切りかえるのを利用していまだんやっておりますけれども、東京瓦斯は大分進んでおるらしいのですが、これはあなたの方に関係はないけれども、その一つのバルブをつけることのセクションといいますが、溝を掘ってやっておるのを見ますと、非常に良心的なところはきちっと鉄筋を入れて、何かあったときにはびしっといけるようになっておる。下請、孫請のところはその鉄筋を抜いてしまつて、非常にぐあいが悪いところもあるのです。これは通産省の仕事じゃないから、ガス会社の仕事だからこゝで言う必要ないけれども、そういったことはやはり地方自治体ならすぐわかるわけですね。ガス会社はわからない。だから私はこういった面もよくひとつ見ますと、一つ一つ点検すると、すぐ横で、目の届くようなところで、若干協力を依頼するというのはおかしいけれども、そういうことも必要だということを考えて、実態の上から申し上げている。これはこのくらいにしておきましょう。

大平総理と協議する、そして最終的な方針を決めるんだということでありまして、このことについてどういふような内容なのか。やはり原料がなければ話になりませんので、ちょっとお聞きしておきたいと思うのですが、いかがですか。

○江崎国務大臣 IEAの、とりあえずわれわれは五%節約の徹底を現在行つておるわけでありまして、先ごろこの徹底をなお全国的に、国民的レベルで推進できるような対策を打ち出したわけでありまして、これを受けまして、今度IEAの閣僚レベルの会議が五月二十一、二日にパリにおいて開かれます。したがって、これには私も担当大臣としてぜひ出たい、また総理もぜひ出席をしてもらいたい、こういうことでございました。したがって、まず第一には節約の徹底ということがありましよう。

それから第二には、今後のいわゆる石油にかわるエネルギー源をどういふふうにと求めていくのか。これについては、もとより埋蔵量が二百年分以上もあると言われる石炭を中心に、積極的な見直しが行われるというふうに認識をいたしております。そのほか、石油にかわる代替エネルギーとしては原子力があるわけでありまして、アメリカにおいてははきわめて初歩的なミスといわれるようなミスがありました。そうかといつて、これを初歩的というので簡単に片づけるわけにはまいりません。したがって、われわれ日本としてもこれを十分他山の石として申しますか、いわゆる前車の轍の覆るを見て、再びこういうことのないようという厳しい態度で、現在原子力発電所等その機器について点検をいたしておるところであります。したがって、今後の原子力開発についても議論が展開されるであらう。その他、代替エネルギーの方向について積極的な意見が開陳されましよう。もとより次期エネルギーを開発研究する方法、方向等についても、やはり積極的な議論がなされるものというふうに期待をいたしております。

そこで、余り時間ありませんから、次に、この安全というものは大切であります。今度は、やはり何と申しましたもエネルギーの原料がなければ話にならぬものですから、エネルギーの長期計画の見直しについて若干お聞きしておきたいと思うのですが、五十二年六月、総合エネルギー調査会が六十年度をめどに作成した石油の安定確保、それから原子力開発の遅延、こういうことによつてエネルギーが不足になってくると思うのですが、今後石炭の輸入あるいはLNGの開発輸入、こういうことについてひとつお聞きをしておきたいと思うのです。五月二十一日、二十二日パリで開催されるところの国際エネルギー機関、すなわちIEAの閣僚理事会に江崎通産大臣と天谷資源エネルギー庁長官が出席をされる。また園田外務大臣も出席されるんだということをうわさされておるのですが、これについて江崎通産大臣は

○岡本委員 いまお話のIEAの閣僚理事会で、

これは新聞報道ですけれども、大体五項目にわたつて採択されるのではない。それについて、石炭液化の実用化、これは相当日本でも昔やりかけたのですけれども、石油がどんどんいってたものですから中止しておつたと思うのですが、この石炭液化の実用化についてどういふような見通しがありますか、あるいはまたそういう実用化は何年ごろになったらできるのかというふうな見通しを、ひとつお聞きしたいと思うのです。

○天谷政府委員 石炭は、日本では唯一と言つていいくらいの国産のエネルギー資源でございますし、それからまた、日本の周辺を見ますと、中国、オーストラリア、アメリカ、カナダ等々に石炭の賦存がたくさんございます。また全世界的に見ましても、石油と比べまして石炭の方は圧倒的な埋蔵量を誇つておるというふうな状況でございます。したがって、今後石油の供給が逼迫していく場合に、石炭がきわめて有力な代替エネルギーになることは衆目の一致するところでございます。ただ石炭につきましても、それが固体であるということのために、輸送上非常に不便があるとか、あるいは燃やした場合に粉じんが出るとか、あるいはSO₂とかNO_xが出る、公害が余計で、あるいは灰を捨てる場の問題を生ずるというふうなことがありまして、その解決のために液化化ということが非常に重要視されている次第でございます。

液化技術の開発につきましても、日本におきましてはいわゆるサンシャイン計画におきまして直接液化、それから溶剤処理液化、ソルボリシス液化という三方式を取り上げまして、昭和六十五年度までに実用化することを目指して、これから開発を進めていくということになっております。昭和五十四年度におきましては、直接液化につきましまして二・四トン・パー・デー・プラントの詳細設計、それから溶剤処理液化につきましては一・トン・パー・デー・プラントの建設、ソルボリシスにつきましては一・トン・パー・デー・プラントの運転研究の継続及び四十トン・パー・デー・プ

ラントの設計を行うということになっております。これらの自主的な技術研究開発に加えて、石炭液化につきましましては国際的な協力も進めていくということになっております。国際的な協力のうち一番大がかりなものが、アメリカと西ドイツと日本の三国の協力で行うところの、いわゆるSRCⅡの開発でございます。これは六十トン・パー・デー・プラントの建設を三国で七億ドルの金をかけて行おうというものでございます。それからまた民間ベースでございますが、日本の経済界とアメリカのエクソンとの間でEDS法というものの開発も共同研究を進めるということになっております。

これの実用化の時期でございますが、おおむね一九九〇年ごろくらいが実用化の一つのめどというふうには思いますが、実用化は、もちろん経済性がございまして、石油の値段がどういふふうに関係的に動いていくかということと密接な関係がございまして、石油の値上がり非常に激しいということであれば、石炭液化の実用化というものが早まるのではないかと考えられます。○岡本委員 申し合わせの時間があれですが、そうしますと石炭液化の実用化というのはちょっと、一九九〇年といつてもまだ十一年ございまして、それまでの間、石油の値段も上がるかもわかりませんが、また石油の入手というものがどうなるかわかりませんけれども、LNG、液化天然ガスがいま非常に使われておるわけですが、アラスカとかインドネシア、まだ埋蔵量が非常に多いところもありますけれども、これらの輸入の状況、何ぼでも輸入できるかどうか、それから相手国の技術開発の援助、LNGの備蓄計画、こういうものについてひとつお聞きしておきたいと思うのですが、いかがですか。

○神谷政府委員 LNGにつきましましては、御指摘のとおり石油にかわります代替エネルギーの重要な一つの柱といたしまして、その積極的な導入を図つてまいるといふ方針で進めております。五十三年度のわが国のLNGの輸入量は千百万トン強

でございませけれども、将来、六十年にはこれを三千万トン程度まで引き上げてまいりたいというふうに考えておるわけでございませ。現在すでに契約済みなのは、先生御指摘のアラスカ、ブルネイ、それからアブダビのダス島、インドネシアといった四地域から入ってきておりまして、契約量だけでも千五百万トン程度までいってございませ。そのほか現在計画の中のもので、インドネシアの増量の問題、三百二十万トン程度の話がございませ、イランは若干混乱しておりますので現在一応様子を見ておるところではございませ、カリニングガスで二百六十万トン、あとマレーシアのサラワクのLNGも具体化しております。それ以外にも検討中のものとして、アブダビの陸上、オーストラリア、カタール、ソ連のヤクーチヤというふうなものも検討されておりますので、将来三千万トン、さらには六十五年四千四百万トンという目標を達成することは可能であろうと考えておりますし、輸出国あるいはわが国の輸入相手国の多様化もかなり可能であると考えております。

これを進めるに当たりまして、先方の国において液化技術その他の技術の協力あるいは援助等が要請される場合には、日本側のプロジェクト当事者と十分検討し、前向きに処理していく姿勢で当たりたいと思っております。

ただ、LNGの備蓄につきましては、先生御指摘のとおり、エネルギーの中に占めますウェイトが高まりますと、備蓄という問題がどうしても出てまいりますけれども、非常に揮発性が強く、かなりの超低温、高圧でございませと液化の状態が保てないこと、その場合でもなおかつ徐々に揮発していくという技術上の問題がございませ。技術面、コスト面で非常にむずかしい問題がございませ。したがって、LNGを使用するものの相互融通であるとか、他の燃料との燃焼転換が可能になるような設備を備えるといったようなことをまず第一義的に考え、さらに本件の備蓄あるいはこれにかわり得るものの備蓄といっ

たようなことを、将来の問題として考えてまいりたいと思っております。

○岡本委員 最後に、サウジアラビアの石油の生産の将来というのを考えて、それからまた日本に対する値上げが二〇％というふうなことを言ってきたわけですが、こういうものと五十四年度のガス料金、これは政府が据え置きという公約をされたわけですが、この点はどのようなのか、さらにガス料金の体系についてシビルミニマムを導入する考えはないか、この二点をお聞きして、終わりたいと思うのです。

○豊島(格)政府委員 第一点のガス料金の問題でございませ、これにつきましては、ガスの原料の中には石油系以外にLNGその他もございませ、LNGにつきましても、必ずしも全部ではございませ、石油価格の値上がりを見合せて上がつておる、物によってはスライドされておるというふうなものもございませ。したがって、五十四年度の都市ガスの経営につきましても、非常に苦しいといひますか、相当緊迫したものとなるわけではございませ、いずれにいたしましても、今後大幅なプレミアムがさらにつくとか、六月のOPEC総会で再度大幅な値上げがあるというふうな特別の事態のない限り、従来どおり五十四年度中は現行料金を据え置くという方針でございませ。それから第二の点につきましても、ガス料金についてシビルミニマムをつくる必要があるのじやないか、あるいは省エネルギーの観点からも料金体系を見直す必要があるのじやないか、こういうような御指摘ではなかつたかと思ひます。

シビルミニマムにつきましても、すでにガスの料金につきましても、ある程度消費量の少ない人に対して安くおつておるということが現実の問題としてございませ、ガスの場合には、使用量と所得水準というのがなかなかスライドしないというふうなこともございませ、これまでいろいろな学者先生の御意見を承つても、この際電力と同じようなものををつくる必要はないだろうということが一応言われておりますので、現在のところその

ような考えはございませ。

それから、省エネルギー料金体系の問題でございませ、仮にガスというものを考えましたときに、他の競合燃料、石油系のものがあるわけではございませ、ガスの値段を高くしたらさういふ行方によつては、LNGという、直接石油を使わない燃料源としては、都市ガスというのは相当すくれている。そういう意味で脱石油という点から考えて、必ずしもガスを節約すること自身が全体のエネルギーの節約にならないという場合も考えられるわけではございませ、その辺総合的に考へて、料金体系というのは考えなくては行けないのじやないか、このように考えております。

○岡本委員 これで終わりますけれども、いま聞いていると、ガスを節約することによって石油を節約するのじやないのだから、別にそれにシビルミニマムのものををつくらなくてもいいのだというように聞かされたのですが、エネルギーを節約するというところによつて、たとえば石油の代替もきくわけですから、あなたがいまおっしゃったのは、そのところはどうも納得できないのだけれども、もう一遍お聞きしておきたい。

○豊島(格)政府委員 シビルミニマムの点につきましては、必ずしもエネルギー節約ということでは関係がないと思ひます。料金体系として、すでに少量消費者のためにはある程度現在のガス料金に有利になつておるということではございませ、これは以上有利にする必要があるかどうかということでは考えておらないということではございませ。それから、料金体系の問題が出ましたので、私や早合点いたしましたのかもわかりませんが、ガス料金自身を体系を変えることによつて、仮にたとえば高くするということでは省エネルギーができるかという御議論があればと思つたわけですが、そういう場合に、それが都市ガスを使わないで、ほかの燃料に行つてしまふということでは、その目的が達成できない場合もあり得るのではないかと、このことを申し上げただけでございませので、ど

うもお答えが必ずしも御質問の趣旨に沿つてなかつたということのようではございませ、その点はおわびいたします。

○岡本委員 終わります。

○野中委員 長代理 宮田早苗君。

○宮田委員 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案の具体的な質疑に入ります前に、まず都市ガス、液化石油ガス全般に關しまして若干質問をいたします。

都市ガス、液化石油ガスとも、近年著しく需要が増加しているわけではございませ、産油国の価格引き上げ、さらには原子力発電そのものの見直し機運等々、世界のエネルギー情勢は、四十八年の石油ショックをしのぐ環境にあると思ふのでございませ。このような環境の中で、原料の大半を海外に依存しておりますガス業界の、中期的な需給バランスなり価格問題を見直すことも必要なことではないか、こう思ひます。ナフサ、それからLNG、またLPGの国内外におきまします需給等についてまず伺ひをいたします。

○神谷政府委員 LNG、LPG、ナフサにつきましては中期的な需給の概観を申させていたいただきたいと思ひますが、LNGにつきましても、昭和六十年度の需要量を約三千万トンというふうに見込んでおります。電力関係がその四分の三程度を使用し、都市ガス関係が四分の一程度を使用することになると推定されるわけではございませ、これらの需要に対します供給につきましては、現在すでに導入しております四プロジェクトが順調に進んでおりますほか、計画中のものとして、インドネシアの増量、イランのカリンガス、マレーシアのサラワクというものがございませ、そのほかアブダビ、オーストラリア、カタール、ソ連等が検討をされておりますので、量的にこの中期見通しを達成することは十分可能であろうというふうな考えでございませ。

LPGにつきましては、昭和五十四年度から五十八年度に關する石油供給計画におきまして、最終年度の五十八年度の需要量を千七百万トン強と

いうふうに見ております。五十三年から五十八年までの伸び率は平均伸び率年五・九%、約六%弱という比較的高い伸びを見込んでおるわけでございますが、これに對します供給面におきましては、一部を国内の石油精製の過程で生産いたします国産のLPガスによつておりますが、かなりの部分、六割以上のものを輸入に頼つており、その輸入はほとんど随伴ガス、構造ガス、両方からとつておりますけれども、必然的に産油国ということになりますので、サウジアラビアに五割程度を依存してゐる、こういう状況にあります。ただLPガスにつきましては、産油国におきましてその利用度、活用度が非常に低いわけでございまして、現在発生しておりますガスの三割程度をLPガスとして回収してあり、その他は燃やしたり放散してある、こういう状況でございますので、各産ガス国と申しますか、産油国におきましていろいろ増産計画がございまして、必要量はそういう面から確保はできるというふうな考えております。

ナフサにつきましては、先ほど同様お示ししました五十八年度に至る石油供給計画によりまして、五十八年度の需要量は四千五百万キロリットル弱というふうに見えておまして、伸び率は年平均五・一%というものを見込んでおります。この需要に對します供給は、現在御承知のようにナフサの供給は輸入と国産で賄つておりますが、五十八年に至る伸びの部分のほとんどは国内生産で対処したいと考えておりますし、一応現在それは可能というふうな考えております。

それから御質問のLNG、LPG、さらにはナフサの今後の価格動向でございますが、ナフサは当然でございますけれども、LNG、LPG等もほぼ基本的には原油価格と同様の動きをしていくことにならうかと考えております。

○宮田委員 エネルギー源の多様化はエネルギー政策の根幹でございますが、家庭用ガスにおいてまた当然のことだ、こう思つております。

そこで、LNGの導入促進がよく言われるわけ

でございますが、大手の都市ガス三社のLNG化、これはどのように進捗してあるか、あわせてお願いいたします。

○豊島(格)政府委員 大手三ガス会社につきましては、東京瓦斯がアラスカからのLNGを導入しましたのを初めといたしまして、その後ブルネイ、それからアブダビ、さらにインドネシア等の導入が進捗してありまして、現在大体LNGの比率は、大手三社では五〇%ぐらいになっております。

○宮田委員 東京瓦斯、これは昭和六十年半ばまでにLNG化を完了する計画と聞いておるわけでございまして、この都市ガス会社のほかに電力会社、さらに工業用としてのLNGの需要拡大を見込むのはいいわけでございますけれども、海外のLNG開発プロジェクト、さつきもちょっと御答弁があつたようでございまして、もう一度ひとつ説明をお願いしたいということ、あわせてこれもLNGの中期的な備蓄体制、ちよつとお答えのようでございますが、できるならばLPGとあわせて御説明願ひたい、こう思います。

○神谷政府委員 LNGの開発につきましては、さらに内容に立ち入りまして御説明させていただきます。

先ほど御説明いたしましたすでに契約済みの四プロジェクトと申しますのは、アラスカ、ブルネイ、アブダビ、インドネシアでございまして、契約量は千五百万トン強ということになっております。そのほか一番期近と申しますか、検討が熟しておりますものは、インドネシアの増産でございます。これが三百二十万トンということ、インドネシアのプラタミナと現在ガス会社、電力会社等が鋭意折衝中でございまして、そのほかマレーシアのサラワクが六百万トン程度のものを計画いたしております、いずれ実現はほぼ間違いないと思つております。そのほかイランのカリンガスが二百八十万トンという計画を持っておりますが、これにつきましては、御承知のようなイランの状況でございますので、現在イランの状況をウ

オッチしておるということで、計画はやや足踏みでございますが、ただ、イラン政府としては、カリンガスについても計画を進めるという基本方針を変えたというふうにはまだ了解しておりませんので、これも計画の中にカウントしてまいりたいと思つております。

以上が比較的具体化したしております計画でございますが、そのほか、産油国におきましてかなり検討が進んでおるものといたしましては、アブダビの陸上、オーストラリア、カタールといったようなもの、さらにはソ連のヤクーチヤの計画も逐次固まりつてございます。これらの検討中のものは、トータルで千数百万トン程度のものが予定ができますので、全体といたしまして開発は順調に進み得るものと期待をいたしております。

また、LPGについても御指摘でございますが、LPGにつきましては、主として産油国が液化をいたしましたものを購入するというような形でございまして、LNGのような、合弁形態その他で日本のユーザーが乗り出していつて計画をするという形態はまだ少ないわけでございまして、産油国あるいは産ガス国といった方が正確なのかも知れませんが、これらの国ではかなりのLPガス化計画というものがございまして、国内の受け入れ体制、タンクの増強あるいは需要の確定といったようなものがなされれば、相当の輸入増は可能であらう、こういうふうな考えております。

それから備蓄についてでございますが、ともに、やはり比重が高まりますと、備蓄問題というのはどうしても重視せざるを得なくなるわけでございまして、LNGにつきましては非常に技術的にむずかしいということで、本来、低温高压で保管いたしまして、相当圧力の高いタンクで保管いたしまして、さらにベーパーで抜けていくものが相当ございまして、長期の保存は非常にむずかしい、こういう状況にございまして、

LPGは、これに比べますと比較的備蓄は技術的にも経済的にも可能であるというふうな考えら

れておりますが、現時点ではタンクの増強等が十分行われておりませんので、LPGのタンクの能力増を図りながら、LPGの備蓄対策について今後真剣に考えてまいりたい、こういうふうに考えております。

○宮田委員 もう一つ、東京ガスについて昭和六十年半ばまでにLNG化を完了する、こういうことを聞いておるわけでございまして、その点はどうですか。

○豊島(格)政府委員 東京ガスにつきましては、六十年代までにガスの成分につきまして、専門的に13Aと申しますが、いわゆるLNGと同じ熱量の性質の組成のものに統一するというところでございまして、ただ、この場合、その原料を全部LNGに依存するということは、設備の運営上といひますか、實際上困難でございまして、これは、御承知のとおりガスは冬に非常にピークでございまして、夏は少ないということでございまして、全部LNGにかかるといふわけにいかない、したがって、LNGにかかるといふSNGといひますか、同じ成分のものを別途つくりまして、そのピークに合わせるというようなことをいたしますので、原料としては、大体七割ないし八割の間にLNGがなる、このようにお考えいただいたらいいかではないかと思ひます。

○宮田委員 アメリカの原子力発電所の事故が、わが国の原発にも影響をしておると思ふのですが、これで夏の電力供給に不安をもたすのではないか、こう思ふわけですか。そこで、この夏の電力ピークの緩和策の一つとして、ガス冷房の普及が以前から言われておるわけでございまして、この推進のため、通産省はどのような手を打つておいでになるか、この点をお聞きいたします。

○豊島(格)政府委員 御指摘のように夏のピーク需要におきましては、冷房需要が一番多いわけでございまして、夏のピークにおいてどうするかというところが問題であるわけでございまして、たまたまガスにつきましては、冬がピークで夏が使用量が少ないというオフピークでございまして、した

がいまして、夏、ガスによる冷房需要を喚起するということとは、電源対策としても重要な意味を持つておるわけでございまして、冷房用の特約料金という冷房用料金を設定することによってガス冷房の普及を図っておるわけでございまして、大型といひますか、大規模のものにつきましては、新築のビル等においては、最近東京では大体五割くらいはガス冷房になるという傾向になっております。ただ、中規模以下のものにつきましては、やはりガス冷房を使うということはいまだ技術的にも確立されておられませんので、この辺のところにつきましては、今後業界におきまして機器を開発するというのを奨励いたしておるわけでございます。

○富田委員 家庭用ガスの消費量ですが、都市ガス、LPGとも、過去十年間に飛躍的に伸びているわけですが、これはガス器具の普及が主たる要素と思いますが、一世帯当たりの消費量は、わが国の住宅事情等から見ましてどのあたりが量的マキシマとなるか、この点についてのお考えがございましたらば、お聞かせ願いたいと思います。

○豊島(格)政府委員 先生の御質問、大変むずかしいわけでございますが、ガスの消費量につきましては、気温その他もございまして必ずしも一定しておらないわけでございまして、ことしの冬あたりは非常に伸び率が低かったわけでございしますが、これは暖冬の影響も非常に多かったのじゃないかと思ひます。家庭用の一軒当たりの使用量を規定する要因といたしましては、器具の普及率とそれから一台当たりの消費量というものが前提となるわけでございまして、器具につきましては、炊飯器とか小型湯沸かし器等も大体飽和状態になっております。さらに他の燃料との競合という問題も、都市ガスについては起こってまいりまして、そういう意味でなかなか大きな伸びはないわけでございますが、しかし新しい機器が出てまいりますとその辺は伸びるのじゃないか、それから機器が出てまいりまして、一台当たりの消費量につきましては、核家族ということから大体余り

ふえないということでございます。したがって、全体的に見まして、一世帯当たりの消費量というのは余り大きな伸びは期待できないわけでございしますが、生活様式その他の進歩といひますか、向上とともに、ある程度はやはり伸びていくのではないかとこのようにわれわれは考えております。

○宮田委員 関連するわけでございしますが、エネルギーの限界時代を目前にいたしまして、膨大に出ております各種ガス器具の省エネルギー、これは本日のあれじゃございせんが、これを促進しなければならぬと思ひますし、そういうことについて通産省の方のお考えがございましたらお聞かせ願いたいと思ひます。

○豊島(格)政府委員 現在の厳しいエネルギー事情のもとにおきまして、ガス消費機器の製造メーカーにおきましても十分自覚を持つておりまして、ガス消費機器の安全性を確保しつつ、省エネルギーの観点から消費効率のよいガス機器の開発が進められておりますが、私も通産省といたしまして、安全性は大前提でございまして、やはり省エネルギーに資する消費機器の開発、普及の促進を図るよう、消費機器メーカーを指導してまいりたいと思つております。

○宮田委員 ガス消費機器の設置工事監督者の資格問題についてお伺いするわけですが、この資格要件が三つあるわけでございしますが、それぞれどの程度の監督者を考えておいでになるか、その点をまずお伺いします。

○豊島(格)政府委員 大体ガス消費機器の設置監督者の数といたしましては、二十万人ぐらいの資格を付与することが必要ではないかと思つております。その中で、大体十万人ぐらゐは液化石油ガス設備士の資格を持つてゐる方に自動的に与えられる。これは、液化石油ガス設備士の試験ないしは講習の中に、本法で考えております内容を包含しておりますので、大体十万人程度はその辺で確保できるということでございまして、あと残りの十万人につきましては、この法律で行います講習あるいはそれと同等の資格を有する者に資格を与え

る、こういうことにならうかと思ひます。

○宮田委員 いまおっしゃいましたように、液化石油ガス設備士制度、これが四月からスタートしたわけでございしますが、この設備士は自動的に監督者になれるということですね。そうして、今後数年間に両制度をどのようにして運営していくかということ、この点についてはどうですか。

○原田政府委員 まず、液化石油ガス設備士でございしますが、これは昨年の法改正によりまして新しくできた制度でございまして、ガスの配管工事の中で、管切り工事であるとか、そういう固い管の接続関係ですとか、技術的にある程度高度の作業を要するようなものにつきまして、作業独占という形で新しく制度をつくつたわけでござい

ます。したがって、こういう工事をやる場合には、これはもう当然のことといたしまして、今回の消費設備の監督者に要求されるような、一応のガスにつきましても安全についての基礎的な知識、これは要求されるわけでございまして、したがっていまして、液化石油ガス設備士の方が要求される知識の範囲が広い、こういう意味で、この液化石油ガス設備士の資格を持つ者は当然に今回の監督者の資格を持つ、こういうことになったわけでございまして、したがって、実際の運用におきましても、私どもの感じでは、この液化石油ガス設備士が工事をするというような場合には、恐らく同時に消費設備を設置するという例が多いのではないかとこの感じがします。両者はその意味で一体的な運用が十分に可能であるというぐあいに考えております。

○宮田委員 監督者制度は、中小零細企業者に過重な負担をかけるものではない、こういうふうに通産省の出しておられます資料にはうたつてあるわけでありまして、逆の見方をいたしますと、さつきも質問にありましたように、二日間程度の講習で本当に大丈夫なのだろうかという疑問も持つわけなんですけれども、経験年数あたりもある程度考慮されてのことか、また二日間という程度の講習で十分間に合うというふうにお考えの上

か、そういう点をあわせてお答え願いたいと思ひます。

○豊島(格)政府委員 特定消費機器の設置に關します監督者の資格といたしましては、それほど高度な理論は要らないことはもちろんでございまして、いわゆる給排気設備の設置に必要な、基礎的な知識があれば足りるわけでございまして、他方、工事そのものにつきましてもそれほど熟練度が要らないということで、経験年数は特にこの際問う必要はないんじゃないかということでございます。したがって、講習を受けて資格を取得できる者は、経験年数は必ずしも必要としない、こういう運用にいたしたいと思つております。

○宮田委員 もう一遍監督者ということについてお伺いするわけでございしますが、監督ということになりますと、文字どおり現場で指示することというふうになんて思つておるわけでございしますが、この制度だと、工事完了後の検査に当たればいいんじゃないかというふうに解釈もできるわけでございしますが、そういう点についてはどのような措置をお考えか、お聞きをいたします。

○豊島(格)政府委員 監督者の仕事といたしましては、まず、消費機器を設置するのに、どういう構造にその辺がなつておるかということを含めまして、どのような給排気設備をつけたらいいか、あらかじめ工事の事前の段階で指示することが必要でございまして、さらに、現場におきましての判断というのがあるわけでございまして、近くの建物の関係とか隣接地域の關係を見まして一定の指揮をする、監督をする。さらに、工事中でなければ見れないところもあるわけでございまして、その辺の監督もいたすわけですが、それから、工事が完了した場合に、果たして当初の計画どおりあるいは技術基準にマッチした工事が行われたかどうかという最終チェックをするわけでございます。事前に、工事中それから工事後ということを含めて監督に当たる、こういうことになつてございまして、有資格者が直接自分

でやった方がかえっていいんじゃないかということになるわけですが、そうなりますと膨大な有資格者というのが必要になると思いますけれども、そういう考え方はどうですか。

○豊島(格)府政委員 御指摘のように監督者が自分でやる場合もあるわけですが、必ずしも監督する立場にある者が工事の施工に関する技能といえますか、工事そのものを直接やらなければ目的は達せられないわけではないわけではございません、それから幾つかの近くの工事を全般的に見るといふことで、工事自身はほかの者にやらせて、それを監督するというのも当然考えられるわけではございません、必ずしも監督者と実施者というの是一对一で常にくっついてやっているとでもございませんで、その辺は当然監督するだけというのと、あるいは監督者が実施する場合と両方あるわけではございますが、われわれとしては両方あつてよろしい、むしろ監督して実施者が異なる場合というのいろいろあると、このように理解しております。

○宮田委員 最後にお聞きいたしますけれども、事故の問題についてです。

ガス事故の原因の多くが消費者側の知識不足にあることは、これまで再三再四指摘されてきたこととでございますが、そのための事故防止策があれこれ講じられてはきましたけれども、学校教育の場を通じての安全に対する啓蒙も一つの方法ではないかと思っております。さらに、テレビとか新聞、雑誌といったマスメディアを通してのPR、これも欠かせないんじゃないかと思っております。ところが、マスメディアでは従来、ともいたしますとガスの消費拡大とかあるいは各種機器の宣伝、これが主体となつておる。こういう傾向が強いわけではございますが、これからの方策について十分その点をお考えになっていただかなければならぬと思ひますが、何かそういう方策をお持ちかどうか。あれば御説明願ひたいと思ひます。

○豊島(格)府政委員 先生御指摘のように学校教育の場を使ってやることは当然のことではござい

まして、すでに御説明していかうかと思ひますが、予算をとりまして学校教育用の副読本をつくるとか、映画を制作する、説明会を開催するといふようなことをいたしております、教材についてもその中身を充実するよう通産省は申し入れていられると聞いております。

なお、ガスの安全性につきまして、マスメディアを通じてやるということにつきまして、すでにガス事業者で相当の金額の金を使ひましてテレビ、ラジオその他を含めてやっておるわけではございますが、今後はその内容といたしまして、ガスの普及だけでなく、むしろ省エネルギーの観点からのPRあるいはガスの安全性に係るPRといふ面をさらに充実させていくことが必要かと思ひまして、その辺は十分事業者を指導していかうと思つております。

○宮田委員 大臣に要望しておきたいことがございしますのは、この種の関係といひますのは需要がますます増大してまいりますし、それに比例して事故といふことも大きいわけではございします。そのために監督者制度といふものを特別に御配慮された法律といふことで、歓迎はするわけではございします、監督者自体をつくる場合、余りかたくなにも事業者は困ると思ひますし、それからいつてた形式的大変むずかしいと思ひますが、その辺の運用がどうなるかと思ひますが、十分にひとつ御配慮願ひたいといふこと。

それからもう一つは、省エネルギーということに對してございします、この大衆需要家が非常に大きいわけではございします、この点は省エネの法案審議のときにもいろいろ御質問いたしましうけれども、格段の御配慮といふことが必要じゃないかと思つておりますので、その点だけを要望しておいて終わります。

〔野中委員長代理退席、山下(徳)委員長代理着席〕

○江崎國務大臣 御趣旨の点は全く同感でございしますので、御趣旨に沿うように努力いたします。

○山下(徳)委員長代理 工藤君。

○工藤(晃)委員(共) 日本共産党・革新共同を代表して、本法案に対して賛意を表明しますが、まず最初の問題は、保安対策の問題ですから、ガス事故の把握を通産省としてどうやられているかといふ問題について伺ひたいわけではございします。

と申しますのは、私は昨年四月十二日当委員会におきまして液化石油ガスの保安の確保、取引の適正化改正案の質疑で、消防白書の五十二年版、このときはLPガスに限つてでありましたが、消防白書の記録した、LPガスによつて火災事故となつた件数と、通産省の発表した事故が大分違つた、通産省の方と比べて消防白書の方が倍以上であつた、なぜこういう食い違いがあるのかといふことで質問をいたしました。結論として納得いく答へがいきませんでした。左近立地公署局長が「少し実情を調査していただきたいと思ひます。」といふもつと詳しい説明のために時間が要するといふようなことを言われたわけではございします。

去る三月二十二日、参議院の商工委員会でも、安武参議院議員が東京消防庁のガス燃焼機器による中毒事故の実態、これは特に中毒事故といふのに焦点が当てられてゐるわけですが、また時期的には四十七年一月から四十八年六月末の一年半でありましたが、約五百四十八件を報告している。これは特に東京の管内であるにもかかわらず、通産省の全国的な数字と比べて余りにも少ない。ここに記録してございしますが、豊島公益事業部長の答へがありましたが、どうも私、これを読んでまだ納得が得られないわけではございします。

さて、そういうことで消防白書の五十二年版を見ますと、これはガス災害について、五十二年中といふことになっておりますが、「ガス災害出動状況」となつておりますが、都市ガスでは六千三百七十六件、LPガスの方で言うところ五千九百十八件あります。通産省の方の事故の件数によりまして、都市ガスは百三十五件、LPガスは六百三十七件、合せても七百七十二件、これは相当開きが大いなので、けたも違つたわけではございします、七十七件。片一方はそれこそ一万二千件を超えて

るような件数であります。なぜこういう大きな違いが出るのか、いろいろこれまでやられた行政官庁の立場からの説明がいただきたいわけなので、きょうは消防庁おいでになっていただきます。消防庁来ていただきましたので、消防庁の方からこの辺の違いがどうして出てきているのかといふことについて、消防庁としてはどうしてこういうかなり大きな数が出るのか、その説明をしていただきたいと思ひます。

○中川説明員 消防白書に出ておりますガス災害の件数は、一般住民からの火災、その他の災害に関する通報または要請に基づくガスにかかわる消防機関の出動状況を集計したものをあらわしてあるわけではございします。

○工藤(晃)委員(共) そうしますと、消防庁としては一般住民から火災が起きたとか、そういうことで通報を受けて出動しますね。あるいはガス中毒だといふようなことで救急車が行く。そういうやつも入るわけですね。しかし、いづれにせよ火災で実際の原因がどうであるかといふことは、消防庁としていろいろ調査されて、原因別に火災もAとBといふふうに分かれますね。そこまではよろしいと思ひますが、火災Aと火災Bはガス事故に限つて言うといふ違いがあるのか、それをちょっと説明してください。

○中川説明員 ガス火災といひますものは二つありまして、まず一つはガス器具、ガスの燃焼器具、ガスそのものが漏れましてそれに直接着火した場合と、両方あるわけではございします。ガス火災Aといふのはガスに引火した場合でございします。ガス火災Bといふのはガスを燃料とする器具等から、過熱その他によつて出火した場合といふことになつております。

○工藤(晃)委員(共) もう一つ伺つておきたいのですが、たとえば消防庁としては火災の後でいろいろ判断しますね。それで結局これは火災のAである。Aの場合は漏れてですか。ガス管が漏れていた、そしてどこかでたばこの火あるいはマッチ

をすったのでそれが引火したというのがAになるわけですね。Bの場合は器具から過熱して、これもいろいろあって、上からふきんが落ちてきて火事になったとか、余りにもガス器具を木の壁の近くに置き過ぎたので過熱したとか、そういう原因が明らかになってA、Bと区別されるわけですね。そうしますと、その場合どうなですか。通産省がとっている報告の場合ですと、ガス事業者が報告することになるのですが、三カ月、四カ月たつて原因がわかったというときに、そういうガス事業者がまだそれが行つて、ガス事業者が通産省に報告されるかどうか、そこまで確かめることはやらないわけですか。どうなんですか。

○中川説明員 特にそういうことはやっておらないと思います。

○工藤(晃)委員(共) そうしますと、結局、いま言いました火災AとBで、都市ガスの場合でも火災Aが二百八十五、これだけでも通産省の百三十五を上回りますし、火災B二千六百七十七、これはもちろん百三十五件を上回るといふ、こういう大きな違いが出てくるわけですね。しかも二カ月か三カ月たつて、原因としてやっぱりこれはガス漏れであった、あるいはともかくガス器具が原因になつた火事であるといふことがわかつたとしても、これが業者の方に知られないとすれば、これは通産省の方に行かないんじゃないかと思ひますが、その辺はどうでしょうか、豊島さん。

○豊島(格)政府委員 ただいま先生の御質問の点でございしますが、通産省においてはこういうのをガス事故として報告するかということにつきましては、消費機器の使用に伴つて発生した死亡または中毒、それからガス消費機器から漏洩したガスに引火し、発生した負傷、物損等について報告を受けることになっております。いま先生の御指摘になりました火災Aにつきましては、ガスの消費機器そのものが発火点ではないわけではございませんで、これは仮にそういう事故が起きても報告にはならないんじゃないかと思ひますが、そういうことが事前にわかるかどうかということにつきま

ては、私も、連絡がなければ原因はわからないという点も、十分そのようなことがあるのではないかと思ひます。ただ、いろいろなこういう事故につきましては、わりと速報としてわれわれのところに入つてきておりますので、その点では一応のガス会社の判断で来ておるものもある程度あるんじゃないかと思ひます。

○工藤(晃)委員(共) 私が言ったのは、当てはまらないというのはどういうことかよくわからないのですが、通産省としては、ガス消費機器から漏洩したガスが引火し発生した負傷または物損事故、それで負傷とはどういうふうになりますね。そうしますと漏洩した、漏れてそれに着火するというのは火災Aだなどというの、それにまさに当てはまるわけなので、当てはまらないわけはないと思ひます。

それからもう一つは、さつき特に消防庁に伺いましたように、実は原因が二カ月たつてあるいは三カ月たつて初めてわかつたという場合に、消防庁としては、それを特に業者に對してこうであつたといふことを督促しないと思ひます、通産省として督促しているわけですか。

○豊島(格)政府委員 ガス事故につきましては、われわれとしてはできるだけ早い機会に情報をとつておりまして、たとえば東京の池袋で何か事故があつたといふようなときには、直ちにそれを報告させておられますので、その原因につきましても、よくわからないときには督促はいたしておりまして、毎日というわけにはいきませんが、どうなつたかといふことは十分督促しておるところでございします。

○工藤(晃)委員(共) 先ほどの答弁では、業者が判断されてやるからといふようなことを言つたんですが、今度は大分督促するといふので、少しニュアンスが変わつてきました。督促することに決まらないうえから、私は督促が悪いといふことは言つてないのですが、しかし余りにも事故の件数、違いが過ぎますね。百三十五件と六千三百七十六件といふもの。これは通産大臣もよ

く聞いておいてくださいよ。LPの方でいくと六百三十七と五千九百八十八件と、余りにも違いが大き過ぎます。やはり通産省でも保安対策をやる目的は、通産省が行政官庁として安全を守つていくわけですから、事故のとりえ方というのは、より全面的、より詳しくなつたのになつたことではないわけですね。ここだけが自分の守備範囲だから、あとは知らなくていいんだといううな態度じゃあ、それもできないんじゃないかと私は思ひます。

そういう点で、そういうことではちよつと困ると思つたんで、また行政管理庁の都市ガス、液化石油ガスの安全確保等に関する行政監察結果に基づく勧告といふのを私持っておりますが、ここでも同様の勧告がされたと思ひますし、それに對する通産省の回答といふものが、先ほどのいわゆる勧告は五十二年十一月、通産省の回答は五十二年四月二日にありますが、その一つの問題を言いますと、第一の点として、これは勧告文で言いますと、ガス事業者の報告のところで、「ガス事業者の中には、一部のガス事故をばあくしてないものがあり、また、調査した百九十九ガス事業者の中にはガス事故の発生を承知しながら報告を怠つてゐるものが六事業者二十九件ある。」といふ行管の報告もあるわけですね。だから、やっぱりガス事業者の報告だけに頼つてゐるということに一つ消防庁との大きな違い——消防庁の方は、ともかく何とかしてくれと言つて呼びますから、消防車でも、事故が起きたと。そういうものと、やはりガス事業をやつていて、ガス事業者が余り事故が起きたといふことがたくさん報告されることは、いろいろ監督されていふこと、利害関係の出でくる事業者の報告に頼るということとの違いがあると思ひますし、あると思ひます。行管のこの中にもこういう答えが出てきますし、それからそれに加えて、時間も余りありませんので、一つ一つ聞いておきたいのは、この行管の勧告の中にも、通産省としての事故の把握状況がどうも狭いんじゃないか、人身事故に限つてゐるのは狭いのではないかといふ勧告もあります。もちろん、

この狭いのではないかといふ勧告に對しまして、私先ほど挙げましたところの通産省の翌年四月の回答ですか、この回答よりも、通産省が翌年三月二十九日に通達を出す中に、いわゆる人身事故だけではない物の破損ですか、そういうものは入れたと思ふのですが、この一九七七年三月二十九日の通達のまた翌年に、実はこの問題で、ガス事業大都市対策調査会、これは七七年五月であります、その中でやはりこの問題が取り上げられてきて、もつと、「報告の対象とするべきガス事故の範囲を広げるとともに、ガス事業者における事故情報の収集活動を更に中広く行うよう指導するべきであらう。」とあります。だから、行管で言われて、通産省がその翌年通達を出して、それからすぐ間もなく、このガス事業大都市対策調査会の方ではまだ狭いと言つてゐるんですが、それはその後どうなつたんですか、廣くしましたかどうか。

○豊島(格)政府委員 行管の勧告に基づきます物損を加える点につきましては、先ほど先生の御指摘のありましたように通達を出しておりますが、それ以上に広げることににつきましては、まだ現在の時点では報告対象を広げるといふことはいたしておりません。

○工藤(晃)委員(共) これはぜひばんおかしんです。今度の法案は、やはりこの調査会の報告を受けて今度の改正を言つて、その趣旨はばくは賛成で、大いにやらなければいけないと思ひうんだけれども、こういう大事などころを受け入れない、大事などころはこれ以上やりませんといふ答弁であります。それではさつき私が言つたように、消防庁とそれから通産省とに余りにも大きな開きが出てきて、それじゃ通産省として本當にいまのガス事故の全面的な把握とか、それに対して何を打たなければいけないかといふのは出てこないんじゃないですか。そういうことで、さつき言つた、この行管の方で、特にガス事業者に對して、ガス事業者の中には明らかに報告を怠つてゐる者があつたといふけれども、この点に關して言

えばその後という対策がとられましたか。改善がどういうふうに行われましたか。

○豊島(格)政府委員 行管の報告によりますと、事故のあったことを知っていなが報告をしなかった事業者がいたわけでございしますが、これに対しては通達を出して、当然そういうものを厳守すべきであるということを強く言っております。さらに加えまして、消費者にも働きかけまして、事態を十分ガス事業者自身もつかむようにということも、重ねてガス事業者に対して通達で指導しておる次第でございます。

○工藤(晃)委員(共) あくまで業者を通じて消費者に呼びかけて、広く徴収せよというのでは、やはりいつも業者が真ん中になってくるので、私、時間があれば通産省と消費者との関係を後で伺いたいと思うのですが、その前にもう一つこの行管の中で指摘されましたところの、この二十八ページの中にありますが、要するに地方機関、これは通産局あるいは場合によれば都道府県にありますが、それと消防機関の把握と警察機関の把握がずいぶん食い違っている。食い違っているから、そういうことをなくすためにはもっと連携とかいろいろ体制をとるべきではないかということを行管からも指摘されていますが、これは一体どのようにやられているんですか。これが一体どういふああい大きな違いがいつまでも続くというのはちょっとわからないわけでありまして。

○豊島(格)政府委員 先生御指摘の、消防庁と通産省との統計が非常に違うという点につきまして、先般参議院でも同じような御指摘がございまして、私もその点を十分チェックをいたしておるわけでございますが、その中には、通産省が事故報告として必ずしも従来行政目的としてとらなくともいいんじゃないか、こう思っておったものがあるわけがございます。たとえば、具体的に申しますと、救急車を呼んだけれども、別にそれほど大したことじゃなかったというようなものがあるわけがございます。しかし、いずれにしても、事故の実態の把握を充実させるとい

うことは非常に重要なことでございまして、この法律を提出するに当たりまして、消防庁ともいろいろな点で御相談をいたしましたわけでございまして、今後、消防庁との間では情報交換をさらに密にしていこうということをお願いしたところでございまして。なお、その情報交換を通じて通産省として従来ガス事業者を経由してとっておりまして事故報告の内容が、これで十分であるかどうかという点についても私も前向きで検討をいたし、すべて消防庁の統計と同じことになるのはいいかどうか、この辺のところはこれから検討でございますが、少なくとも通産省として把握すべきものについては十分把握できるようにしたい、このように考えております。

○工藤(晃)委員(共) その点についてもうちょっと伺いますが、その前に、消防庁を呼んだんですが、中には大したことなかったのがあると言ったが、それは当然だと思ふのです。だけれども、だれでも火事になったのは困ると思ふわけでありまして。しかし、ともかくさつき言いましたように、通産省と消防庁との違いというのは、火災A、火災Bとしても、確実に火災までいって原因調査までされたものでも非常に大きく、けた違いに違うわけですから、それは空で消防庁が呼ばれておるわけじゃありませんから、そのことを指摘しておきます。

もう一つ、行管の問題でその後どうなったか押えておきたいのは、通産省の方の統計で、原因の調査が、原因となった消費機器の品目について集計しているのみで、ガス事故についての原因、消費機器の状況等が明らかにされていない、この辺は相当改善されたわけですか。

○豊島(格)政府委員 その後機器別に原因を究明いたしておりますので当然行管の指摘の点は改善されておると思ひます。

○工藤(晃)委員(共) 実は原因をやるのに、どこまでが利用者、消費者の責任でどこまでがあたりで、通産省のとらえ方にかなり疑問を感じておりますから、時間があれば後で伺いますが、じゃ

あともかく、先ほど豊島さん御答弁になった点なんですが、消防庁と同じところまでいかないまでもと云って、それは積極的でないと思うのですが、しかし、ともかくこれまでの消防庁の集計とガス事業者からの報告とを具体的に突き合わせ、相当漏れているとかあるいは実際どこまできちっと報告がされているのか、こういうことを一つは突き合わせて本当に調査してもらいたいし、するのにかどうかという点ですね。それと同時に、いまさつき言いましたように、もともと業者から求める対象そのものを非常に狭くしているんでなしに、もう少し広くとるか、そういう検討もするのにかどうか、その辺についてももう少しはっきりしていただきたいわけですね。

○豊島(格)政府委員 消防庁との数字の食い違いにつきましては、参議院でも御指摘がございまして、現在すでに突き合わせをいたしております。それによつて、どういふところがわれわれの事業者からの報告によつて報告が出てないかという点も大体判明しておりますが、しかしその中でも原因不明のところがありますので、さらにその点はよく調べてみたいと思ひます。

それから、今後報告書の内容をどうするのかというところでございまして、消防庁は消防庁としてのお立場からとっておられますが、われわれのとおっております過去の事故報告が、消費者の安全ということから見て、十分行政目的にかなったものであるかどうかという点につきましては、この際もう一度見直して、追加すべきものがあれば追加していくという考えであることには変わりありません。

○工藤(晃)委員(共) いずれにせよ私は行管の報告と、その後のガス事業大都市対策調査会が出された方向がまだ十分やられていない、その辺での努力をしていただかなければならないと思ひ、とりわけ火災の場合なんかですと何カ月かたつて原因がわかる、そういう原因がわからないのは、事業者が報告しないので済まそうと思ひは済んでしましますから、そういうところまで原因が

わかれれば消防庁の方からもちゃんと通知が行つて、それがまた業者から報告が行くとか、そういう体制というのが要ると思ひます。

そこで、もう時間がありませんので次の問題を申し上げますが、要するに先ほど私挙げましたガス事業大都市対策調査会の五十二年五月の答申、この中で「ガス消費機器の安全性の向上に関する対策」と、「ガス消費機器の設置に関する保安対策」と、「ガス消費機器の使用・管理に関する保安対策」と、一応三つ出たんですが、まんな中の2の「ガス消費機器の設置に関する保安対策」、これを今度法律化したというふうに理解しておりますが、そうだとするとその他の対策は一体今後どうなるのか、伺いたいと思ひます。

○豊島(格)政府委員 ガス事故の原因でございまして三つの点でございまして、消費者のミスということによつて生じる事故につきましては、消費者に対する安全性のPRを周知徹底を進めるといふことが一番大事である、このように考えております。それからガス用品につきましては、やはり事故の起こらないようなガス機器というものをつくっていくことが必要なのでございまして、これは消費者が使う場合に、消費者に余り過大な神経をいいますか、注意を払わなくても事故が起こらないようにするということが肝心でございまして、すでにガス機器の中には口火安全装置等がついているものもございまして、さらに空だき防止装置とか、換気扇と連動するような装置をつけるというふうなことで、技術基準といいますが、そういうものを強化する方向で現在検討しております。ほぼ成案を得ておるところでございまして。

○工藤(晃)委員(共) 私が伺ったのは、この答申の中で、特にガス消費機器の安全性の向上に関する対策と、使用・管理に関する保安対策、それを含めて三つ出されたうちの、ガス消費機器の安全性と使用・管理に関する保安対策というのがどう具体化されていくのかということを知りたいのですが、最後の点の御答弁がなかったのですが、きょうこれは省きます。

い言いましたガス機器のもので空だき防止と
か言いましたが、これもさっき言った行管の勧告
の中の二十三ページですね。LPGのふろのパー
ナーなどは空だき防止装置を義務づけているけ
れども、都市ガス用にはまだ義務づけていない。空
だき事故は大変多いわけですね。なぜ義務づけて
いないのか、行われていないのか、こういうこと
や、あるいはこの中の二十三ページから二十一ペ
ージにあります、たしか検定品目の中にも不良器
具があるけれども、しかし検定品目外のこんろ、
ゴムホース、ガス漏れ警報器なども不良器具があ
る、あるいは検定品目よりもっと構造が複雑なも
ので検定品目とされていないものがある、時間がな
いからいろいろ言いませんが、具体的に指摘され
ています。たとえばこういう行管の指摘を受けて
もう二年半たっていますね。それが今度成案を得
たというのですが、少々やっていると遅いの
ではないでしょうか。これはさっき言いましたガス
事業大都市対策調査会の中にも対象品目を拡大せ
よというのが真っ先にありますね。そういうこと
で、これも答申が出てから二年半たっているの
が、どうも対応が遅いように思われてしょうがな
いのです。それで伺ったのですが、これをどのよ
うに急いでいくのか、その後どうしようとしてい
るのか、もう少し具体的に答弁いただきたいと思
います。

○豊島(格)政府委員 ただいま御指摘の、空だき
防止装置とか換気扇への運動装置等につきまして
は、すでに行政指導をやっております、空だき
防止装置につきましては事実上つけております。
それで、これを法律上強制するための準備はほぼ
完了しておりますので、近く法律的にも実施でき
る、このように考えております。

それから品目につきましては、行政管理庁から
指摘されるまでもなく、いろいろ問題があるも
のもございまして、現在追加について同様検討し
ておりまして、これもなるべく早く必要なものは
追加していくということで処理したいと思ってお
ります。

○工藤(晃)委員(共) それでは、時間も参りまし
たので最後に一問だけちょっとやらしていただき
たいのですが、経済企画庁が委託調査した、都市
ガス、LPGガスの保安に関する消費者の意識調査
を通産省は御存じですか。そして、それでどうい
うことをお感じになつていらっしゃるか、それだけちよ
つと最後に聞かしていただきたい。

○豊島(格)政府委員 大変申しわけございません
が、私現在覚えておりません。

○工藤(晃)委員(共) 私これで質問を終わります
が、通産大臣も聞いていただきたいのです。
これは企画庁として、消費者団体、全国各地婦
人団体連絡協議会に委託した調査で、やはり官庁
としてやったものなんです。さっき言ったよう
に、業者だけを通過していろいろと情報をとる、業
者から消費者に呼びかけさせるという姿勢でなし
に、こういうところでどういふことが消費者の問
題になつていくか、せつかくやられていくのが利
用されてないというのは大変残念なことで遺憾で
ある。そういうことで、こらあたりこの法律
ができたとしても進める上での問題点があります
ので、きょうは時間がないのでこれで終わります
けれども、重々こういう点を注意していただきた
いということを最後に述べまして、私の質問を終
わらしていただきます。

○江崎(國)大臣 ただいま部長からは、よく知ら
ない、いま記憶しない、こういうことですが、当
然これは役所間で係同士の間の関連はあるわけ
でございまして、恐らく質問の御通告がありませ
んでしたために、部長自身は的確に把握していな
いと申しまして、やはり下部の方では当然重要な
資料としてそれが利用されておるといふふうに私
考えます。よく実情を調べましてまた御答弁申し
上げます。

○山下(徳)委員長代理 次回は、明二十五日水曜
日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会
することとし、本日は、これにて散会いたしま
す。

午後四時二十六分散会

エネルギーの使用の合理化に関する法律案 エネルギーの使用の合理化に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 工場に係る措置(第三条・第十二条)
- 第三章 建築物に係る措置(第十三条・第十六
条)
- 第四章 機械器具に係る措置(第十七条・第二
十一条)
- 第五章 雑則(第二十二條・第二十七條)
- 第六章 罰則(第二十八條・第三十一条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、燃料資源の大部分を輸入に
依存せざるを得ない我が国のエネルギー事情に
かんがみ、燃料資源の有効な利用の確保に資す
るため、工場、建築物及び機械器具についてエ
ネルギーの使用の合理化に関する所要の措置を
講ずることとし、もつて国民経済の健全な発展
に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「エネルギー」とは、燃
料及びこれを熱源とする熱並びに電気をいう。

2 この法律において「燃料」とは、原油及び揮発
油、重油その他通商産業省令で定める石油製
品、可燃性天然ガス並びに石炭及びコークスそ
の他通商産業省令で定める石炭製品であつて、
燃焼の用に供するものをいう。

第二章 工場に係る措置

(事業者の努力)

第三条 工場又は事業場(以下単に「工場」とい
う。)においてエネルギーを使用して事業を行う
者(以下「事業者」という。)は、次の各号に掲
げる事項を適確に実施することにより、工場に
おけるエネルギーの使用の合理化に努めなけれ
ばならない。

- 一 燃料の燃焼の合理化
- 二 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化
- 三 放射、伝導等による熱の損失の防止
- 四 廢熱の回収利用
- 五 熱の動力等への変換の合理化
- 六 抵抗等による電気の損失の防止
- 七 電気の動力、熱等への変換の合理化
(事業者の判断の基準となるべき事項)

第四条 通商産業大臣は、工場におけるエネルギ
ーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図る
ため、前条各号に掲げる事項に関し事業者の判
断の基準となるべき事項を定め、これを公表す
るものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項
は、エネルギー需給の長期見通し、エネルギー
の使用の合理化に関する技術水準その他の事情
を勘案して定めるものとし、これらの事情の変
動に応じて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)

第五条 主務大臣は、工場におけるエネルギーの
使用の合理化の適確な実施を確保するため必要
があると認めるときは、事業者に対し、前条第
一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘
案して、第三条各号に掲げる事項の実施につい
て必要な指導及び助言をすることが出来る。

(工場の指定)

第六条 通商産業大臣は、製造業その他の政令で
定める業種に属する事業の用に供する工場であ
つて燃料及びこれを熱源とする熱(以下「燃料
等」という。)の使用量について政令で定める要
件に該当するものを燃料等の使用の合理化の特
に推進する必要がある工場として、当該業種に
属する事業の用に供する工場であつて電気の使
用量について政令で定める要件に該当するもの
を電気の使用の合理化を特に推進する必要がある
工場として、それぞれ指定することが出来る。

2 前項の規定により燃料等の使用の合理化の特
に推進する必要がある工場として指定された工

場(以下「熱管理指定工場」という。)又は同項の規定により電気の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定された工場(以下「電気管理指定工場」という。)を設置している者(以下「特定事業者」という。)は、当該工場につき次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に、同項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 前項の政令で定める業種に属する事業を行わなくなったとき。

二 燃料等の使用量又は電気の使用量について前項の政令で定める要件に該当する見込みがなくなつたとき。

3 通商産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場につき同項各号の一に掲げる事由が生じたときも、同様とする。

4 通商産業大臣は、第一項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該工場に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

(エネルギー管理者)

第七条 特定事業者は、通商産業省令で定めるところにより、熱管理指定工場及び電気管理指定工場(以下「エネルギー管理指定工場」という。)ごとに、政令で定める基準に従つて、エネルギー管理者の交付を受けている者のうちから、エネルギー管理者を選任しなければならない。

2 特定事業者は、エネルギー管理者を選任したときは、その選任の日から三十日以内に、通商産業省令で定めるところにより、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。エネルギー管理者が死亡し、又はこれを解任したときも、同様とする。

(エネルギー管理者)

第八条 エネルギー管理者の種類の、熱管理士免状及び電気管理士免状とし、次の各号の一に該当する者に対し、通商産業大臣がこれを交付する。

一 通商産業大臣が行うエネルギー管理士試験に合格した者

二 前号に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有していると通商産業大臣が認定した者

2 前項第一号のエネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士試験の実施細目及びエネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

3 エネルギー管理士試験を受けようとする者、第一項第二号の規定による認定を受けようとする者及びエネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

(エネルギー管理者の職務)

第九条 エネルギー管理者は、熱管理指定工場にあつては燃料等の使用の合理化に関し燃料等を消費する設備の維持、燃料等の使用の方法の改善及び監視その他通商産業省令で定める業務を、電気管理指定工場にあつては電気の使用の合理化に関し電気を消費する設備の維持、電気の使用の方法の改善及び監視その他通商産業省令で定める業務を管理する。

(エネルギー管理者等の義務)

第十条 エネルギー管理者は、その職務を誠実に履行しなければならない。

2 特定事業者は、エネルギーの使用の合理化に関し、エネルギー管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

3 エネルギー管理指定工場の従業員は、エネルギー管理者がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に従わなければならない。

(記録)

第十一条 特定事業者は、エネルギー管理指定工場に帳簿を備え、通商産業省令で定めるところにより、熱管理指定工場にあつては燃料等の使用

量その他燃料等の使用の状況並びに燃料等を消費する設備及び燃料等の使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、電気管理指定工場にあつては電気の使用量その他電気の使用の状況並びに電気を消費する設備及び電気の使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し記録しなければならない。

(報告)

第十二条 主務大臣は、エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用の合理化が第四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該エネルギー管理指定工場に係る特定事業者に対し、その判断の根拠を示して、エネルギーの使用の合理化に関し必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項の勧告に係る措置の確実な実施を図るため特に必要があると認めるときは、特定事業者に対し、当該エネルギー管理指定工場に係るエネルギーの使用の合理化に関する計画(以下「合理化計画」という。)を作成し、これを提出すべきことを求めることができる。

3 主務大臣は、合理化計画が当該エネルギー管理指定工場に係るエネルギーの使用の合理化の適確な実施を図る上で適切でないとき認めるときは、特定事業者に対し、合理化計画を変更すべき旨の勧告をすることができる。

4 主務大臣は、特定事業者が合理化計画を実施していないとき認めるときは、当該特定事業者に対し、合理化計画を確実に実施すべき旨の勧告をすることができる。

第三章 建築物に係る措置

(建築物の努力)

第十三条 建築物の建築をしようとする者(以下「建築主」という。)は、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止(空気調和設備を有する建築物にあつては、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用。以下同じ。)のため

の措置を適確に実施することにより、建築物に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

(建築物の判断の基準となるべき事項)

第十四条 通商産業大臣及び建設大臣は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置に関し建築主の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 第四条第二項の規定は、前項に規定する判断の基準となるべき事項に準用する。

(建築物に係る指導及び助言等)

第十五条 建設大臣は、建築物(住宅を除く。以下この項において同じ。)について第十三条に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勧告して、建築物の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

2 建設大臣は、住宅について第十三条に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に準拠して、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止について住宅の設計及び施工に関する指針を定め、これを公表するものとする。

(建築材料に係る指導及び助言)

第十六条 通商産業大臣は、第十四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項又は前条第二項に規定する指針に適合する建築物が建築されることを確保するため特に必要があると認めるときは、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料を製造する事業を行う者に対し、当該判断の基準となるべき事項又は当該指針を勧告して、当該建築材料の断熱性に係る品質の向上及び当該品質の表示に関し必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 機械器具に係る措置

(製造事業者等の努力)

第十七条 エネルギーを消費する機械器具の製造又は輸入の事業を行う者(以下「製造事業者等」という。)は、その製造又は輸入に係る機械器具につき、エネルギーの消費量との対比における機械器具の性能の向上を図ることに、機械器具に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

(製造事業者等の判断の基準となるべき事項)

第十八条 エネルギーを消費する機械器具のうち、自動車(前条に規定する性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。以下同じ)その他我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費する機械器具であつて当該性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの(以下「特定機器」という。)については、通商産業大臣(自動車にあつては、通商産業大臣及び運輸大臣。以下この章及び第二十五条第三項において同じ。)は、特定機器ごとに、当該性能の向上に關し製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 第四条第二項の規定は、前項に規定する判断の基準となるべき事項に準用する。

(性能の向上に關する勸告)

第十九条 通商産業大臣は、製造事業者等が製造し又は輸入する特定機器につき、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして第十七条に規定する性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該製造事業者等に対し、その目標を示して、その製造又は輸入に係る当該特定機器の当該性能の向上を図るべき旨の勸告をすることができ。

(表示)

第二十条 通商産業大臣は、特定機器(家庭用品、品質表示法昭和三十七年法律第四号)第二條第一項第一号に規定する家庭用品であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)につ

いて、特定機器ごとに、次に掲げる事項を定め、これを告示するものとする。

一 特定機器のエネルギー消費効率(エネルギーの消費量との対比における特定機器の性能として通商産業省令(自動車にあつては、通商産業省令、運輸省令)で定めるところにより算定した数値をいう。以下同じ。)に關し製造事業者等が表示すべき事項

二 表示の方法その他エネルギー消費効率の表示に際して製造事業者等が遵守すべき事項(表示に關する勸告)

第二十一条 通商産業大臣は、製造事業者等が特定機器について前条の規定により告示されたところに従つてエネルギー消費効率に關する表示をしていないと認めるときは、当該製造事業者等に対し、その製造又は輸入に係る特定機器につき、その告示されたところに従つてエネルギー消費効率に關する表示をすべき旨の勸告をすることができ。

第五章 雜則

(金融上及び税制上の措置)

第二十二条 国は、エネルギーの使用の合理化を促進するために必要な金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(科学技術の振興)

第二十三条 国は、エネルギーの使用の合理化の促進に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の理解を深める等のための措置)

第二十四条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、エネルギーの使用の合理化に關する国民の理解を深めるとともに、その実施に關する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(報告及び立入検査)

第二十五条 通商産業大臣は、第六條第一項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、同条第一項の政令で定める業種に屬する事業を行う者に対し、その

工場における業務の状況に關し報告させることができる。

2 主務大臣は、第十二條の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者に対し、エネルギー管理指定工場における業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、エネルギー管理指定工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 通商産業大臣は、第十九條及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定機器の製造事業者等に対し、特定機器に係る業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、特定機器の製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、特定機器、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係人に提示しなければならない。

5 第二項及び第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(経過措置の命令への委任)

第二十六条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務大臣等)

第二十七条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び当該工場に係る事業を所管する大臣とする。

2 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第六章 罰則

第二十八条 第七條第一項の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号の一に該當する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十一條の規定に違反して、帳簿を備えず、記録をせず、又は虚偽の記録をした者

二 第二十五條第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項若しくは第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。

第三十一条 第七條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八條の規定は、公布の日から施行する。

(熱管理法の廃止)

2 熱管理法(昭和二十六年法律第四十六号)は、廃止する。

(熱管理法の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の熱管理法第十二條の規定により交付された熱管理士免状は、第八條第一項の規定により交付された熱管理士免状とみなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(通商産業省設置法の一部改正)

5 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六條の六第十号の次に次の一号を加える。

十の二 エネルギーの使用の合理化に關する法律(昭和五十三年法律第 号)の施行

に關すること。

(建設省設置法の一部改正)

6 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)

の一部を次のように改正する。

第三条中第二十二号の六を第二十二号の七とし、第二十二号の二から第二十二号の五までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 エネルギーの使用の合理化に關する法律(昭和五十三年法律第 号)の施行に關する事務を管理すること。

第四条第三項中「第二十二号の二から第二十二号の五まで」を「第二十二号の三から第二十二号の六までに改め、同条第七項中「同条第十九号に規定する事務、同条第二十号に規定する事務、同条第二十一号、第二十二号、第二十二号の六」を「同条第十九号から第二十二号の二まで、第二十二号の七」に改める。

理由

我が国におけるエネルギー事情にかんがみ、燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場、建築物及び特定の機械器具に關しエネルギーの使用の合理化に係る判断の基準となるべき事項の策定及び所要の指導等を行うこととするともに、エネルギー管理指定工場制度及び特定の機械器具についてのエネルギー消費効率の表示制度を設けること等により、エネルギーの使用の合理化を総合的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

